

有価証券報告書

第62期

自 平成27年 1 月 1 日
至 平成27年12月31日

神戸市中央区港島中町 7 丁目 1 番 1

株式会社アシックス

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	6
4. 関係会社の状況	8
5. 従業員の状況	10
第2 事業の状況	11
1. 業績等の概要	11
2. 生産、受注及び販売の状況	13
3. 対処すべき課題	14
4. 事業等のリスク	17
5. 経営上の重要な契約等	18
6. 研究開発活動	18
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	18
第3 設備の状況	20
1. 設備投資等の概要	20
2. 主要な設備の状況	20
3. 設備の新設、除却等の計画	21
第4 提出会社の状況	22
1. 株式等の状況	22
2. 自己株式の取得等の状況	37
3. 配当政策	38
4. 株価の推移	38
5. 役員の状況	39
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	44
第5 経理の状況	54
1. 連結財務諸表等	55
2. 財務諸表等	101
第6 提出会社の株式事務の概要	111
第7 提出会社の参考情報	112
1. 提出会社の親会社等の情報	112
2. その他の参考情報	112
第二部 提出会社の保証会社等の情報	113

[監査報告書]

[確認書]

[内部統制報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月28日
【事業年度】	第62期（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）
【会社名】	株式会社アシックス
【英訳名】	ASICS Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長ＣＥＯ 尾山 基
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島中町7丁目1番1
【電話番号】	078（303）2213
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 加藤 勲
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区港島中町7丁目1番1
【電話番号】	078（303）2213
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 加藤 勲
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第57期	第58期	第59期	第60期	第61期	第62期
決算年月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成26年12月	平成27年12月
売上高 (百万円)	235, 349	247, 792	260, 198	329, 464	354, 051	428, 496
経常利益 (百万円)	19, 467	19, 702	20, 526	26, 999	34, 302	22, 533
当期純利益 (百万円)	11, 046	12, 617	13, 773	16, 108	22, 285	10, 237
包括利益 (百万円)	4, 199	10, 839	25, 069	31, 882	45, 754	1, 822
純資産額 (百万円)	106, 369	115, 315	138, 078	159, 567	201, 940	199, 883
総資産額 (百万円)	200, 790	212, 343	244, 725	317, 528	355, 837	343, 467
1株当たり純資産額 (円)	524. 91	569. 39	685. 10	834. 68	1, 058. 94	1, 045. 02
1株当たり 当期純利益金額 (円)	58. 26	66. 55	72. 65	84. 96	117. 40	53. 93
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	84. 56	110. 91	50. 88
自己資本比率 (%)	49. 6	50. 8	53. 1	49. 9	56. 5	57. 8
自己資本利益率 (%)	11. 1	12. 2	11. 6	11. 2	12. 4	5. 1
株価収益率 (倍)	19. 1	14. 1	21. 7	23. 9	24. 7	46. 8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	9, 553	10, 239	14, 295	6, 393	10, 720	18, 301
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△25, 151	△3, 563	△8, 056	△13, 735	△9, 845	△8, 706
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	10, 549	△3, 842	△2, 955	27, 646	△4, 847	△12, 764
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	25, 478	26, 983	32, 333	53, 633	51, 051	46, 015
従業員数 〔外、 平均臨時雇用者数〕 (人)	5, 604 [1, 664]	5, 906 [1, 775]	5, 937 [2, 039]	6, 585 [2, 137]	7, 484 [2, 147]	7, 263 [1, 848]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2. 第57期、第58期および第59期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 前連結会計年度より、連結決算日を3月31日から12月31日に変更しております。この変更に伴い、第61期につきましては、当社および従前の決算日が3月31日の連結子会社は9ヶ月間（平成26年4月1日から平成26年12月31日）、決算日が12月31日の連結子会社は12ヶ月間（平成26年1月1日から平成26年12月31日）を連結対象期間とした変則的な決算となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第57期	第58期	第59期	第60期	第61期	第62期
決算年月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成26年12月	平成27年12月
売上高又は営業収益 (百万円)	67,318	70,262	57,327	24,398	19,052	28,504
経常利益 (百万円)	4,395	7,776	6,776	9,794	8,998	10,920
当期純利益 (百万円)	3,741	6,848	9,074	8,182	6,644	7,038
資本金 (百万円)	23,972	23,972	23,972	23,972	23,972	23,972
発行済株式総数 (千株)	199,962	199,962	199,962	199,962	199,962	199,962
純資産額 (百万円)	56,451	61,864	53,632	60,590	64,901	68,564
総資産額 (百万円)	109,946	115,476	95,680	134,539	139,568	141,227
1株当たり純資産額 (円)	297.73	326.30	282.89	319.12	341.72	360.71
1株当たり配当額 (内1株当たり中間 配当額) (円)	10.00 (－)	12.00 (－)	12.00 (－)	17.00 (－)	23.50 (－)	23.50 (－)
1株当たり 当期純利益金額 (円)	19.73	36.12	47.86	43.15	35.00	37.08
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	42.96	33.02	34.95
自己資本比率 (%)	51.3	53.6	56.1	45.0	46.5	48.5
自己資本利益率 (%)	6.7	11.6	15.7	14.3	10.6	10.6
株価収益率 (倍)	56.4	25.9	32.9	47.0	82.7	68.1
配当性向 (%)	50.7	33.2	25.1	39.4	67.1	63.4
従業員数 [外、 平均臨時雇用者数] (人)	1,382 [168]	1,464 [183]	794 [150]	860 [82]	881 [94]	939 [95]

(注) 1. 売上高又は営業収益には、消費税等は含んでおりません。

2. 第57期、第58期および第59期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第61期につきましては、決算期変更により平成26年4月1日から平成26年12月31日までの9ヶ月間となっております。

2 【沿革】

当社は、昭和24年9月1日に鬼塚株式会社として設立いたしました。昭和33年7月5日に生産子会社のオニツカ株式会社を形式上の存続会社として、これに販売子会社の東京鬼塚株式会社とともに合併されました。その後オニツカ株式会社は、株式の額面金額を500円から50円に変更するため、昭和38年6月1日に当時休業中の中央産業株式会社（昭和18年5月27日設立、昭和38年6月1日オニツカ株式会社に商号変更）を存続会社としてこれに合併されました。さらに、商号変更後のオニツカ株式会社は、昭和52年7月21日を合併期日として、商号を株式会社アシックスに変更し、スポーツウエア・用具メーカーの株式会社ジィティオおよびスポーツウエアメーカーのジェレンク株式会社と合併し、一躍総合スポーツ用品メーカーとなり現在に至っております。

昭和24年3月	鬼塚商会発足
昭和24年9月	鬼塚商会を改組し、鬼塚株式会社（神戸市）を設立 スポーツシューズ専門メーカーを目ざしてバスケットボールシューズほかスポーツシューズの開発・生産・販売開始
昭和28年5月	自家工場タイガーゴム工業所（神戸市）を開所
昭和30年8月	関東・東北地区の販売拠点として東京鬼塚株式会社（東京都）を設立
昭和32年6月	生産部門としてタイガーゴム工業所を改組し、オニツカ株式会社を設立
昭和33年7月	鬼塚株式会社、東京鬼塚株式会社をオニツカ株式会社に吸収合併、生産・販売を一体化し、東京鬼塚株式会社本社を東京支店と改称
昭和38年6月	額面変更のため、中央産業株式会社（昭和18年5月27日設立）へ、オニツカ株式会社を吸収合併、直ちに商号をオニツカ株式会社に変更
昭和39年2月	神戸証券取引所に上場
昭和39年4月	大阪証券取引所市場第二部に上場
昭和44年4月	スポーツシューズの生産工場として、鳥取オニツカ株式会社（のちに商号を山陰アシックス工業株式会社に变更）を設立
昭和47年5月	東京証券取引所市場第二部に上場
昭和49年6月	東京・大阪証券取引所市場第一部に指定替え
昭和50年8月	欧州市場開拓のためオニツカタイガー有限会社（のちに商号をアシックスドイチュラン GmbH に变更）を設立
昭和52年7月	商号を株式会社アシックスに変更し、株式会社ジィティオおよびジェレンク株式会社と合併により、縫製7工場（福井、武生、若狭（のちに資本関係消滅）、山口（のちに清算）、北九州、大牟田、宮崎）およびジェレンク U. S. A., Inc.（のちに商号をアシックススポーツオブアメリカ INC. に变更）などを引継ぐ
昭和55年10月	スポーツシューズの生産工場として、鳥取アシックス工業株式会社（のちに商号を山陰アシックス工業株式会社に变更し、山陰アシックス工業株式会社（消滅会社）および島根アシックス工業株式会社（消滅会社）と合併）を設立
昭和56年7月	アシックススポーツオブアメリカ INC. を廃し、米国市場開拓の新拠点としてアシックスタイガーコーポレーション（のちに商号をアシックスアメリカコーポレーションに変更）を設立
昭和57年8月	物流コストの合理化をはかるため、アシックス物流株式会社を設立
昭和60年7月	神戸ポートアイランド（神戸市）に新本社社屋建設、本店を移転
昭和60年11月	科学的基礎研究体制強化のため、スポーツ工学研究所を設置
昭和61年7月	オーストラリア市場開拓のため、アシックスタイガーオセアニア PTY. LTD.（のちに商号をアシックスオセアニア PTY. LTD. に变更）を設立
平成2年3月	欧州における販売強化のため、アシックスフランス S. A.（のちに組織変更しアシックスフランス S. A. S）を設立
平成2年4月	研究開発・人材育成の新たな拠点として、アシックススポーツ工学研究所・人財開発センター（神戸市・のちにアシックス R & D センターに改称）竣工
平成3年5月	欧州における販売強化のため、オランダにアシックスベネルクス B. V. を設立
平成3年6月	欧州における販売強化のため、アシックスイタリア S. p. A. を設立
平成4年3月	欧州における販売強化のため、英国にアシックス UK リミテッドを設立
平成6年9月	スポーツシューズおよびスポーツウエアの生産工場として、中華人民共和国に江蘇愛世克私有限公司を設立（のちにスポーツシューズの製造を協力工場に移管）
平成6年12月	欧州における販売体制強化のため、欧州の統括会社としてオランダにアシックスヨーロッパ B. V. を設立

平成9年7月	北海道地区・中部地区における販売体制合理化のため、同地区における販売業務をそれぞれアシックス北海道販売株式会社（旧商号 株式会社アジア）・アシックス中部販売株式会社（旧商号 ワタモリ株式会社）に集約
平成10年10月	生産体制合理化のため、宮崎アシックス工業株式会社を存続会社として、北九州アシックス工業株式会社、大牟田アシックス工業株式会社を合併、商号をアシックスアパレル工業株式会社に變更
平成12年12月	アシックスR&Dセンター（のちにアシックススポーツ工学研究所に改称）で環境マネジメントシステムの国際標準規格「ISO14001」の認証を取得
平成13年10月	ウォーキング事業における意思決定の迅速化と小売業のノウハウの蓄積をはかるため、アシックス歩人館株式会社を設立
平成14年3月	本社で環境マネジメントシステムの国際標準規格「ISO14001」の認証を取得
平成14年7月	東北地区における販売体制合理化のため、アシックス東北販売株式会社を設立
平成14年10月	スクールスポーツウェア事業の効率的な運営を図るため、アシックスデボルテ株式会社を合併
平成15年4月	欧州における販売体制強化のため、アシックスヨーロッパB.V.を存続会社として、アシックスベネルクスB.V.を合併
平成17年4月	生産体制合理化のため、福井アシックス工業株式会社を存続会社として、武生アシックス工業株式会社を合併
平成17年12月	台湾における販売体制強化のため、台灣亞瑟士運動用品股份有限公司（のちに商号を台灣亞瑟士股份有限公司に變更）を設立
平成18年1月	九州地区における販売体制強化のため、アシックス九州販売株式会社を設立し、九州地区における販売業務を集約
平成18年2月	中国における販売体制強化のため、愛世克私（上海）商貿有限公司（のちに商号を亞瑟士（中国）商貿有限公司に變更）を設立
平成18年4月	国内における販売体制強化のため、アシックス歩人館株式会社を存続会社として、株式会社アシックススポーツビーイングを合併し、商号を株式会社アシックススポーツビーイング（のちに清算）に變更
平成19年3月	兵庫県尼崎市に関西支社社屋建設、大阪支社を移転し関西支社に改称するとともに、同日付で東京支社を関東支社に改称
平成19年9月	経営資源の効率化・役割の棲み分けによる商品力の強化、生産性の向上などを目的として持分法適用関連会社であったアシックス商事株式会社およびその子会社を連結子会社化
平成19年11月	北関東・中四国地区における販売体制の強化・合理化のためアシックス関越販売株式会社、アシックス中四国販売株式会社を設立
平成19年11月	韓国における販売の強化・拡大のため、アシックススポーツコーポレーション（のちに商号をアシックスコリアコーポレーションに變更）を設立
平成19年11月	東欧における販売体制強化のため、ポーランドにアシックスポルスカSp. zo. o.を設立
平成20年6月	東欧における販売体制強化のため、ロシアにアシックスロシアを設立
平成21年4月	オニツカタイガーブランドの商品企画強化のため、株式会社O.Tプランニング（のちに清算）を設立
平成21年7月	当社の企業博物館であるアシックススポーツミュージアムを開館
平成21年8月	北欧における販売体制強化のため、アシックススカンジナビアAS（のちに商号をアシックスノルウェーASに變更）およびその子会社を連結子会社化
平成22年4月	関東支社を東京支社に改称
平成22年8月	グローバル規模でのアウトドア事業の強化拡大のため、スウェーデンに本社を置くホグロフスホールディングABおよびその子会社を連結子会社化
平成22年8月	北米地域における販売体制強化のため、現地代理店であるAgence Québec Plus Ltée（のちに商号をアシックスカナダコーポレーションに變更）を連結子会社化
平成23年4月	スポーツアパレル等の事業の開発・生産管理体制の強化のため、香港に「亞瑟士香港服装有限公司」を設立
平成24年1月	東京都中央区に東京支社を移転
平成24年5月	南アジアにおける販売体制強化のため、インドにアシックスインディアPRIVATE LIMITEDを設立
平成24年5月	東南アジアにおける販売体制強化のため、シンガポールにアシックスアジアPTE. LTD.を設立

平成24年 9 月	国内におけるマーケティング・販売機能の強化・拡大のため、アシックスジャパン株式会社を設立
平成25年 1 月	グローバル市場の動向を見据えた経営管理と競争力の源泉である商品開発力の強化のため、世界本社機能と日本事業を分離、日本事業については、アシックスジャパン株式会社およびアシックススポーツ販売株式会社に吸収分割、アシックススポーツ販売株式会社を存続会社として、アシックス北海道販売株式会社、アシックス東北販売株式会社、アシックス関越販売株式会社、アシックス中部販売株式会社、アシックス中四国販売株式会社およびアシックス九州販売株式会社を合併するとともに、商号をアシックス販売株式会社に變更、当社の東京支社および関西支社を廃止
平成25年 7 月	メキシコにおける販売体制強化のため、アシックススポーツメキシコS. A. de C. V. を設立
平成26年 1 月	南アフリカにおける販売体制強化のため、アシックスサウスアフリカ (PTY) LTD を設立
平成26年 3 月	経営資源の集中、商品イノベーション、管理、マーケティング等の協業等を通じての成長速度の加速、競争基盤の拡充を目的として、公開買付けおよび株式交換により、アシックス商事株式会社およびその子会社を完全子会社化
平成26年10月	国内アパレル生産体制の合理化のため、福井アシックス工業株式会社を存続会社として、アシックスアパレル工業株式会社を合併し、商号をアシックスアパレル工業株式会社に變更
平成27年10月	国内物流業務の合理化のため、アシックス物流株式会社の全株式を丸紅ロジスティクス株式会社に譲渡
平成27年11月	ホグロフスグループの経営合理化のため、ホグロフススカンジナビアABが、ホグロフスホールディングABを吸収合併し、商号をホグロフスABに變更
平成27年12月	中東地域における販売体制強化のため、アシックスミドルイーストホールディングB. V. を設立
平成28年 1 月	国内事業の構造改革のため、アシックスジャパン株式会社が、アシックス販売株式会社およびホグロフスジャパン株式会社を吸収合併
平成28年 1 月	国内アパレル生産体制の合理化のため、アシックスアパレル工業株式会社が、大牟田工場の全事業を会社分割によって新設会社である帝人フロンティアアパレル工業株式会社に承継
平成28年 3 月	デジタルマーケティング技術によるDTC (Direct to Consumer) 戦略の強化のため、アメリカに本社を置くフィットネスキーパー, Inc. の全株式を取得し、子会社化

3 【事業の内容】

当社グループは、当社および子会社49社で構成され、スポーツシューズ類、スポーツウェア類、スポーツ用具類などスポーツ用品等の製造販売を主な事業内容としております。

《日本地域》

子会社であるアシックスジャパン(株)を通じて、当社ブランド製品を販売しております。また、当社ブランド製品を取引先より直接購入し、当社にロイヤルティを支払っております。一部の資材および製品につきましては、子会社であるアシックス商事(株)より購入しております。

子会社であるアシックス商事(株)は、主に海外仕入先工場において委託生産した自社企画・開発商品を販売しており、一部の当社ブランド製品の販売に伴い、当社にロイヤルティを支払っております。(株)ニシ・スポーツは、主に陸上競技用機器・用品の製造販売を行っております。アシックスキャピタル(株)は、当社グループの支払に関するファクタリング業務を行っております。

《米州地域》

子会社であるアシックスアメリカコーポレーションなどを通じて、当社ブランド製品を販売しております。また、当社ブランド製品を取引先より直接購入し、当社にロイヤルティを支払っております。

《欧州地域》

子会社であるアシックスヨーロッパB.V.などを通じて、当社ブランド製品を販売しております。また、当社ブランド製品を取引先より直接購入し、当社にロイヤルティを支払っております。

《オセアニア/東南・南アジア地域》

子会社であるアシックスオセアニアPTY. LTD. およびアシックスアジアPTE. LTD. などを通じて、当社ブランド製品を販売しております。また、当社ブランド製品を取引先より直接購入し、当社にロイヤルティを支払っております。

《東アジア地域》

子会社であるアシックス 코리아コーポレーションおよび亞瑟士（中国）商貿有限公司などを通じて、当社ブランド製品を販売しております。また、当社ブランド製品を取引先より直接購入し、当社にロイヤルティを支払っております。

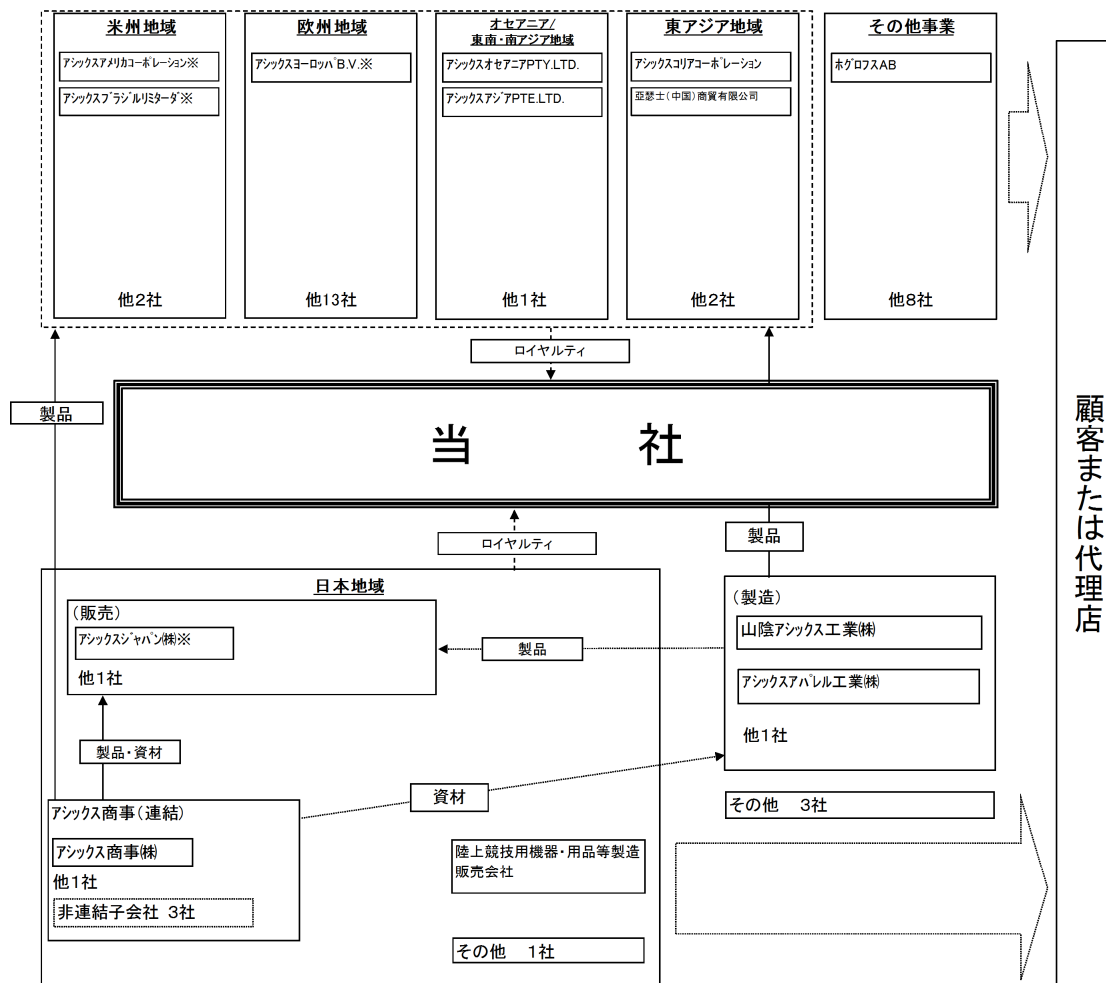
《その他事業》

子会社であるホグロフスABなどは、ホグロフスブランドのアウトドア用品の製造および販売を行っております。

また、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5「経理の状況」1. 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

事業の系統図の概略は次のとおりであります。



※特定子会社

- (注) 1. 当社は、販売子会社から、ロイヤルティを受取っております。またアシックス商事㈱から、一部の当社ブランド製品の販売に伴い、ロイヤルティを受取っております。
2. ホグロフススカンジナビアABは、平成27年11月16日付で、ホグロフスホールディングABを吸収合併し、同日付で商号をホグロフスABに変更いたしました。
3. アシックスコリアコーポレーションは、平成27年12月31日付で、ホグロフスコリアコーポレーションを吸収合併いたしました。
4. アシックスジャパン㈱は、平成28年1月1日付で、アシックス販売㈱およびホグロフスジャパン㈱を吸収合併いたしました。
5. アシックスアパレル工業㈱は、平成28年1月4日付で、同社の大牟田工場の全事業を会社分割によって新設会社である帝人フロンティアアパレル工業㈱に承継させました。

4【関係会社の状況】

(連結子会社)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 又は被所有割 合(%)	関係内容
アシックスジャパン(株) ※1※4※7	東京都江東区	90	スポーツ用品等の販売および日本の子会社の統括	100	日本において、当社とのライセンス契約に基づき、当社ブランドのスポーツ用品等を販売し、当社に対して当社ブランドの使用等によるロイヤルティを支払っております。 役員の兼任等：無し
アシックスアメリカコーポレーション ※1※2	California, U. S. A	千米ドル 123, 000	スポーツ用品等の販売および米州の子会社の統括	100	米州において、当社とのライセンス契約に基づき、当社ブランドのスポーツ用品等を販売し、当社に対して当社ブランドの使用等によるロイヤルティを支払っております。なお、当社より資金援助および債務保証を受けております。 役員の兼任等：兼任2名
アシックスブラジルのストゥリブイソニイ コメルシオ ディアルチーゴス エスポルチーボス リミターダ ※1	Sao Paulo, BRASIL	千レアル 94, 938	スポーツ用品等の販売	100 (99. 8)	ブラジルにおいて、当社ブランドのスポーツ用品等を販売しております。また、米州の統括会社に対して当社ブランドの使用等によるロイヤルティを支払っております。 役員の兼任等：無し
アシックスヨーロッパ B. V. ※1※3	Hoofddorp, NETHERLANDS	千ユーロ 45, 020	スポーツ用品等の販売および欧州の子会社の統括	100	欧州において、当社とのライセンス契約に基づき、当社ブランドのスポーツ用品等を販売し、当社に対して当社ブランドの使用等によるロイヤルティを支払っております。また、欧州地区の当社グループのロイヤルティ等を統括しております。なお、当社より資金援助を受けております。 役員の兼任等：兼任2名
アシックスオセアニア PTY. LTD.	Eastern Creek, AUSTRALIA	千豪ドル 2, 000	スポーツ用品等の販売	100	オーストラリアにおいて、当社とのライセンス契約に基づき、当社ブランドのスポーツ用品等を販売し、当社に対して当社ブランドの使用等によるロイヤルティを支払っております。 役員の兼任等：無し
アシックスアジア PTE. LTD.	Singapore, SINGAPORE	千シンガポールドル 16, 000	スポーツ用品等の販売	65	シンガポールにおいて、当社とのライセンス契約に基づき、当社ブランドのスポーツ用品等を販売し、当社に対して当社ブランドの使用等によるロイヤルティを支払っております。 役員の兼任等：無し
アシックスコリアコーポレーション ※6	ソウル市, 韓国	百万ウォン 9, 759	スポーツ用品等の販売	88. 5	韓国において、当社とのライセンス契約に基づき、当社ブランドのスポーツ用品等を販売し、当社に対して当社ブランドの使用等によるロイヤルティを支払っております。 役員の兼任等：兼任1名
亞瑟士（中国）商貿有限公司	上海市, 中国	千元 96, 228	スポーツ用品等の販売	100 (100)	中国において、当社とのライセンス契約に基づき、当社ブランドのスポーツ用品等を販売し、当社に対して当社ブランドの使用等によるロイヤルティを支払っております。 役員の兼任等：兼任1名
ホグロフスAB ※5	Järfälla, SWEDEN	千スウェーデン クローナ 5, 000	アウトドア用品の製造および販売	100	ホグロフスブランドのアウトドア用品の製造および販売を行っております。 役員の兼任等：無し
山陰アシックス工業(株)	鳥取県境港市	90	スポーツシューズ等の製造	100	スポーツシューズ等を製造しております。 役員の兼任等：兼任1名
アシックスアパレル工業(株) ※8	福井県越前市	90	スポーツウェア等の製造	100	スポーツウェア等を製造しております。 役員の兼任等：兼任1名
その他35社	—	—	—	—	—

- (注) 1. 当社グループは、「日本地域」、「米州地域」、「欧州地域」、「オセアニア/東南・南アジア地域」、「東アジア地域」および「その他事業」の6つを報告セグメントとしております。したがって、主要な事業の内容は、セグメントの名称ではありません。
2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
3. ※1：特定子会社に該当いたします。
4. ※2：アシックスアメリカコーポレーション（連結）につきましては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。ただし、報告セグメント（米州）の売上高に占める割合が100分の90を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5. ※3：アシックスヨーロッパB.V.（連結）につきましては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。ただし、報告セグメント（欧州）の売上高に占める割合が100分の90を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。
6. ※4：アシックスジャパン株式会社につきましては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。
- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 主要な損益情報等 | （1）売上高 | 46,990百万円 |
| | （2）経常利益 | 1,590百万円 |
| | （3）当期純損益 | △2,154百万円 |
| | （4）純資産額 | 15,815百万円 |
| | （5）総資産額 | 35,212百万円 |
7. ※5：ホグロフススカンジナピアABは、平成27年11月16日付で、ホグロフスホールディングABを吸収合併し、同日付で商号をホグロフスABに変更いたしました。
8. ※6：アシックスコリアコーポレーションは、平成27年12月31日付で、ホグロフスコリアコーポレーションを吸収合併いたしました。
9. ※7：アシックスジャパン(株)は、平成28年1月1日付で、アシックス販売(株)およびホグロフスジャパン(株)を吸収合併いたしました。
10. ※8：アシックスアパレル工業(株)は、平成28年1月4日付で、同社の大牟田工場の全事業を会社分割によって新設会社である帝人フロンティアアパレル工業(株)に承継させました。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成27年12月31日現在

セグメントの区分	従業員数（人）	
日本地域	1,515	[1,017]
米州地域	1,603	[242]
欧州地域	1,266	[220]
オセアニア/東南・南アジア地域	215	[92]
東アジア地域	673	[40]
その他事業	204	[11]
全社（共通）等	1,787	[226]
合計	7,263	[1,848]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員数の主な減少要因は、日本地域において国内事業の構造改革を行ったこと、および当社の連結子会社でありましたアシックス物流株式会社の全株式を丸紅ロジスティクス株式会社に譲渡したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成27年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
939 [95]	39.0	12.4	6,910,739

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
3. セグメントは「全社（共通）等」であります。

(3) 労働組合の状況

当社は、アシックス労働組合が結成されており、上部団体U Aゼンセン同盟に加入しております。また、一部の子会社において、それぞれ個別に労働組合が結成されております。

なお、労使関係につきましては、とくに記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるスポーツ用品業界は、健康志向によるスポーツへの関心の高まりやランニングブームを背景に、堅調に推移しました。

このような情勢のもと、当社グループは、中期経営計画「アシックス・グロース・プラン(AGP)2015」に基づき、引き続きグローバルレベルでの事業の強化・拡大を図りました。

ランニングは、コア事業として更なる拡大およびブランド価値の向上を目指しました。フィット性が特徴である高機能ランニングシューズ「GEL-KAYANO 22」を市場投入したのに加え、4つの特許、5つの新テクノロジーを搭載した革新的なランニングシューズ「MetaRun」を世界同時発表し、数量限定で市場投入しました。さらに、ロサンゼルス、ニューヨーク、パリ、ストックホルム、東京など、世界各地のマラソン大会への協賛等を行いました。この他、トレーニングプログラムを提供するオンラインサービス「MY ASICS」を、ソニー株式会社のヘッドホン一体型スポーツデバイス「Smart B-Trainer™」、ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社の「SmartWatch 3 SWR50」および「SmartBand Talk SWR30」と連携させることで、リアルタイムでランニングのコーチングを受けられるようにサービスを向上しました。

アスレチックスポーツでは、売上拡大およびブランド価値の向上に努めました。高機能テニスシューズ「GEL-RESOLUTION 6」をはじめ、テニスシューズの売上を拡大しました。また、グローバルでテニスに関するマーケティング活動を強化した結果、当社テニスシューズが、男子テニス世界ランキングのトップ100選手の使用シューズにおいて、25%の使用率となり、トップシェアとなりました（平成27年5月26日付スポーツバズビジネス社調べ）。さらに、北京で開催された世界陸上競技選手権大会において、世界20ヶ国の代表選手へ当社製品を提供しました。また、「QANTAS WALLABIES(カンタス・ワラビーズ)」の愛称で知られるラグビーオーストラリア代表チーム、「SPRINGBOKS(スプリングボックス)」の愛称で知られるラグビー南アフリカ共和国代表チームにジャージを提供したのに加え、世界13ヶ国の代表選手へ当社のラグビー用スパイクシューズを提供しました。

スポーツライフスタイルは、アシックス、オニツカタイガーに続く第三のブランドとして復活させた「アシックスタイガー」ブランドで12ヶ月マンスリーコラボレーション企画を行うなど、ブランドコンセプトに基づく戦略の実行によってブランド価値向上と売上拡大に努めました。

販売面では、自主管理売場の拡大を通じて売上を拡大しました。アシックスブランドでは、パリにランニング、トレーニング、テニスなど幅広い品揃えと女性専用売場を設置した新コンセプトの直営店をオープンしたのをはじめ、マドリードにアシックスブランドの旗艦店をオープンし、また、オニツカタイガーブランドでは、渋谷、心斎橋に直営店をオープンするなど、世界各地への出店を進めました。これにより、当社の自主管理売場の店舗数は、直営店444店舗となり、その他パートナーストアを含めると全世界で1,900店舗（ホグロフスブランド含む）を超えました。さらに、世界共通のITプラットフォームに基づく自社独自のEコマースサイトでの販売を拡大しました。

アパレル事業では、企画開発生産から販売まで一貫した事業戦略の遂行に努めました。グローバルレベルで統一的に企画開発を行ったランニング、トレーニング、テニスウェアのグローバルコンセプトシリーズの発売などを行いました。

国内事業では、利益体質の基盤を築くための構造改革の一環として、特別転進支援プログラムを実施し、組織構造のスリム化に取り組みました。

また、多様な人財が最大限能力を発揮できる企業文化・環境の中でイキイキと働き、持続的な会社の成長に貢献することを目的として、「“One Team” 違いを活かす、高め合う。」をスローガンにダイバーシティを引き続き推進しました。

加えて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関してスポーツ用品（スポーツアパレル及び競技用具）カテゴリーにおける国内最高位のスポンサーである「東京2020ゴールドパートナー」となりました。

その他、スポーツを通じてすべての人々が健康で、持続可能な社会の実現に向けた活動に努め、東日本大震災の継続的な復興支援活動「A Bright Tomorrow Through Sport（ブライ トゥモロー スルー スポーツ）あしたへ、スポーツとともに」の一環として、「未来（あした）への道1000km縦断リレー2015」への協賛などを行いました。

また、当社は、その企業活動が評価され、インターブランド社の「Japan's Best Global Brands 2015」において、過去最高のブランド評価額にて19位に選ばれました。さらに当社は、世界各国の企業の持続可能性（サステナビリティ）を経済・環境・社会の3つの側面から評価し、優良企業を選定する、世界の代表的な社会的責任投資指標「Dow Jones Sustainability Indices」の「Asia/Pacific Index」対象銘柄に初めて選定されました。加えて、従業員などの健康管理を経営的な視点で考えて戦略的に実践している企業として、経済産業省と東京証券取引所が共同で選定する「健康経営銘柄」にも選ばれました。

当連結会計年度における売上高は428,496百万円となりました。このうち国内売上高は101,226百万円、海外売上高は327,270百万円となりました。売上総利益は182,154百万円、営業利益は27,448百万円、経常利益は22,533百万円、当期純利益は10,237百万円となりました。

報告セグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、平成26年12月期は決算期変更の経過期間であったことから、当社および従前の決算日が3月31日の連結子会社は9ヶ月間（平成26年4月1日～平成26年12月31日）、決算日が12月31日の連結子会社は12ヶ月間（平成26年1月1日～平成26年12月31日）を連結対象期間とした変則的な決算となっております。このため、日本地域の前年同期間比につきましては記載しておりません。

① 日本地域

日本地域におきましては、売上高は122,785百万円となり、セグメント利益につきましては2,291百万円となりました。

② 米州地域

米州地域におきましては、北米でランニングシューズが堅調に推移し、アシックスタイガーシューズおよびテニスシューズが好調でしたが、ブラジルレアルの対米ドル為替レート下落の影響などにより、売上高は136,103百万円（前年同期間比14.5%増、前年度の為替換算レートを適用した場合0.6%増）となりました。セグメント利益につきましてはブラジルレアル安による仕入コストの上昇に加え、直営店の増加および個別売上債権に対する貸倒引当金繰入額計上に伴う販売費及び一般管理費の増加などにより、1,499百万円（前年同期間比86.3%減、前年度の為替換算レートを適用した場合87.9%減）となりました。

③ 欧州地域

欧州地域におきましては、ランニングシューズおよびテニスシューズなどのアスレチックシューズに加え、アシックスタイガーシューズが好調であったことにより、売上高は116,022百万円（前年同期間比10.7%増、前年度の為替換算レートを適用した場合15.7%増）となりました。セグメント利益につきましては原価率の改善により、10,939百万円（前年同期間比26.4%増、前年度の為替換算レートを適用した場合32.1%増）となりました。

④ オセアニア/東南・南アジア地域

オセアニア/東南・南アジア地域におきましては、オーストラリアでランニングシューズが好調であったことおよび東南・南アジア地域における事業拡大により、売上高は22,472百万円（前年同期間比20.8%増、前年度の為替換算レートを適用した場合24.2%増）となりました。セグメント利益につきましては3,572百万円（前年同期間比11.0%増、前年度の為替換算レートを適用した場合14.9%増）となりました。

⑤ 東アジア地域

東アジア地域におきましては、中国子会社でランニングシューズおよびオニツカタイガーシューズが好調であったことならびに為替換算レートの影響により、売上高は41,945百万円（前年同期間比33.2%増、前年度の為替換算レートを適用した場合23.2%増）となりました。セグメント利益につきましては中国子会社の大幅な増益などにより、4,642百万円（前年同期間比99.4%増、前年度の為替換算レートを適用した場合80.0%増）となりました。

⑥ その他事業

その他事業におきましては、ホグロフスブランドのアウトドアシューズおよびアウトドアウェアが堅調でありましたが、為替換算レートの影響により、売上高は11,176百万円（前年同期間比5.5%減、前年度の為替換算レートを適用した場合1.2%増）となりました。また、為替による仕入コストの上昇の影響もあり、セグメント損失は666百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

また、キャッシュ・フローにおきましては、当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、46,015百万円と前連結会計年度末に比べ5,036百万円減少しました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

なお、前連結会計年度は決算期変更の経過期間であったことから、当社および従前の決算日が3月31日の連結子会社は9ヶ月間（平成26年4月1日～平成26年12月31日）、決算日が12月31日の連結子会社は12ヶ月間（平成26年1月1日～平成26年12月31日）を連結対象期間とした変則的な決算となっております。このため、前年同期間比につきましては記載しておりません。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は18,301百万円となりました。

収入の主な内訳は、税金等調整前当期純利益17,268百万円、減価償却費7,819百万円であり、支出の主な内訳は、法人税等の支払額10,384百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は8,706百万円となりました。

収入の主な内訳は、定期預金の払戻による収入8,804百万円、有形固定資産の売却による収入4,703百万円であり、支出の主な内訳は、定期預金の預入による支出9,767百万円、有形固定資産の取得による支出7,630百万円、無形固定資産の取得による支出3,047百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は12,764百万円となりました。

支出の主な内訳は、短期借入金の純減少額7,190百万円、配当金の支払額4,455百万円であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、製品の種類、性質、製造方法および販売市場等の類似性から判断して、同種・同系列のスポーツ用品等を製造販売しているため、生産および販売の状況についての記載を省略しております。また、受注状況につきましても、受注生産を行っている割合が僅少であるため記載を省略しております。なお、報告セグメント別の売上高につきましては、「第2「事業の状況」1. 業績等の概要（1）業績」をご参照ください。

3 【対処すべき課題】

当社グループは、目まぐるしく変化するグローバルの経営環境よりもさらに迅速に自ら変革し、成長するための中期経営計画「ASICS Growth Plan (AGP) 2020」に基づき、以下のとおり取り組みます。

① 事業領域（ビジネスドメイン）

- ・アスレチックスポーツ事業領域
- ・スポーツライフスタイル事業領域
- ・健康快適事業領域

② コア戦略

(i) DTCマインドへの転換

- ・商品企画から販売まですべてのプロセスを、お客様と直接的なコミュニケーションが可能なDTC起点に転換する

(ii) 顧客基盤の拡大

- ・新たなお客様（女性、若者、新興国）を理解し、開拓する
- ・従来のスポーツシーンだけでなく、ライフスタイルシーンでも選ばれるブランドになる

(iii) 一貫したブランディング

- ・全世界で一貫したブランドをお客様へ伝え、情緒的なつながりを深める

(iv) 差別化されたイノベーションの創出

- ・お客様のライフスタイルや体験に大きな変化をもたらす革新的な商品・サービス・プロセスを創出する

(v) 卓越したオペレーションの追求

- ・従来の業務プロセスを変革し、データに基づいた意思決定により収益性を高め、持続的な成長を実現する
- ・開発生産体制を変革し、社会と環境の持続可能な発展を支える

(vi) 個人とチームの成長

- ・お客様に期待を上回る価値を届けるため、個人およびチームの能力を高める

③ カテゴリー戦略

(i) ランニング

- ・イノベーションを起こし続け、ランナーそれぞれの目標や憧れを実現し、幅広い層のランナーの心をつかむ
- ・世界各地で市場シェア2位以上を目指す

(ii) トレーニング

- ・ランニングで培った知見やブランド力を活用し、イノベーションを通じてお客様のトレーニングに対するモチベーションの向上に貢献し、多様なお客様の心をつかむ

(iii) コアパフォーマンススポーツ

- ・グローバル戦略カテゴリーのイノベーションに集中し、スポーツファンの心をつかむ
- ・リージョナルカテゴリーの価値を最大限に活かし、ビジネスを効率化しながらブランドの価値を向上させる

(iv) ライフスタイル

- ・日本発のスポーツブランドとして、当社が築いてきたヘリテージをコアとする
- ・トレンドの先端を担い高感度な若者の心をつかむ
- ・アシックスタイガーとオニツカタイガーの両ブランドを通してASICSストライプの認知とイメージを高める

(v) アウトドア（ホグロフス）

- ・アウトドアの進化をリードし、グローバルのプレミアムアウトドアブランドとして規模を拡大する

(vi) 健康快適

- ・スポーツで培った知的技術を用いた独自の商品・サービスで、人々の健康維持・増進や安全・安心をサポートする
- ・将来的なグローバル展開を視野に入れて、日本でビジネスを拡大、成長させる本社機能の強化および各地域戦略

④ 地域戦略

(i) 本社機能の強化

- ・各機能別組織をグローバルで統括し、機能別の戦略立案と意思決定を主導する
- ・グローバルで迅速かつ透明性を持ったレポート体制を構築し、グループ全体のガバナンスとリスク管理を徹底する
- ・グループ全体で成功事例と失敗事例の共有を推進する

(ii) 地域戦略

- ・日本、米州、EMEA、中華圏、韓国、オセアニア、東南アジア・南アジアの7極に分け、各地域でAGP2020の目標達成のため戦略を実行する

会社の支配に関する基本方針について

① 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者による当社株式の大規模な買付行為等に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社および当社グループは、スポーツを核とした事業領域で、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおり、そのために幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに国内外の顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を維持し促進することが重要な要素であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、これらに関する十分な情報や理解がなくては、将来実現することのできる当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性があり、不適切であると考えます。

② 当社の状況および企業価値向上に向けた取り組み

当社は、1949年（昭和24年）に、スポーツを通じて青少年の健全な育成に貢献することを願い鬼塚商会として創業以来、「健全な身体に健全な精神があれかし」を創業哲学とし、「スポーツを通して、すべてのお客様に価値ある製品・サービスを提供する」ことを理念に、お客様の求めるものを徹底的に追求し、世界のスポーツをする選手、スポーツを愛するすべての人々や健康を願う方々の役に立つよう、技術とものづくりに対するこだわりを持ち続けてまいりました。

1977年（昭和52年）に、同業2社との合併を機に、この創業哲学のラテン語「Anima Sana In Corpore Sano」の頭文字から社名を株式会社アシックス（ASICS）へ変更し、社業の発展に努めてまいりました。

当社および当社グループは、スポーツシューズ類、スポーツウェア類、スポーツ用具類などスポーツ用品等を、国内および海外で製造販売しております。そして、長年トップアスリートのニーズに応じてきた技術力とものづくりへのこだわりや海外でのランニング事業における高いブランドイメージを基盤として、2020年度までの中期経営計画「ASICS Growth Plan (AGP) 2020」を発表し、その最終年度である2020年度に、売上高7,500億円以上、営業利益率10%以上、ROE15%以上を目指しております。そのため、3つの事業領域である①アスレチックスポーツ事業領域、②スポーツライフスタイル事業領域および③健康快適事業領域において、全社共通の6つのコア戦略：「DTCマインドへの転換」、「顧客基盤の拡大」、「一貫したブランディング」、「差別化されたイノベーションの創出」、「卓越したオペレーションの追求」、「個人とチームの成長」と、「ランニング」、「トレーニング」、「コアパフォーマンススポーツ」、「ライフスタイル」など、カテゴリーごとの戦略を遂行し、事業の拡大・強化に取り組んでおります。

当社および当社グループは、「グループ全体で、お客様起点の活動を徹底する」を基本方針とし、今後も中長期的な視野に立ち、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成26年6月19日開催の定時株主総会において、当社株式の大規模な買付行為への対応方針の一部を改定して3年間継続することを決定いたしました（以下、改定後の当社株式の大規模な買付行為への対応方針を「本対応方針」といいます。）。

本対応方針の概要は次のとおりであります。

当社は、突然大規模な買付行為がなされたときに、大規模買付者による当社および当社グループの従業員、顧客および取引先等のステークホルダーとの関係についての方針や当社グループの経営に参画したときの経営方針・事業計画等が、当社の企業価値・株主共同の利益を高めるものか等を当社株主に短期間のうちに適切に判断していただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠と考え、大規模買付行為に際しては、まず、大規模買付者が事前に当社株主の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を提供すべきであると考えます。

また、当社取締役会も、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立委員会からの勧告や外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成して公表いたします。

かかるプロセスを経ることにより、当社株主は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案に対する諾否を検討することが可能となり、大規模買付者の提案に対する最終的な諾否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の取得と検討の機会を得られることとなります。

当社取締役会は、上記の見解を具現化した一定の合理的なルールに従って大規模買付行為が行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に資すると考え、事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定いたしました。

大規模買付ルールの子は、①大規模買付者は、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対し、予定する大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会は、一定の評価期間内に当該大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をまとめて公表し、③大規模買付者は、当該評価期間経過後に大規模買付行為を開始するというものであり、その概要は次のとおりであります。

- (i) 大規模買付者には、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して、当社株主の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を書面で提供していただきます。当社取締役会は、取締役会による評価、検討、意見形成等のため必要かつ十分な本必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、直ちにその旨大規模買付者に通知するとともに、速やかに当社株主に公表します。なお、当社取締役会は、必要に応じて情報提供の期限（意向表明書受領から60日を上限とします。）を設定しますが、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、その期限を延長することができます。
- (ii) 当社取締役会は、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了したと公表した日の翌日から、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を設定します。取締役会評価期間の終了までに、取締役会が評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案をしないときは、合理的な範囲内において取締役会評価期間を延長することができますが、その場合でも取締役会評価期間は最長120日までとします。なお、取締役会評価期間を延長する場合は、延長する理由、延長期間等を開示いたします。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間中、独立委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家等の助言および監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動を含め、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて決議し公表します。

大規模買付行為がなされた場合の対応方針の概要は次のとおりです。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動要件を満たすときを除き、当社株主に対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただくとともに、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときに限り、取締役会から独立した組織の独立委員会に必ず諮問し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から取締役会評価期間の期間内に速やかに相当と認める範囲内での対抗措置の発動または不発動について決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、対抗措置を発動するに際し、株主共同の利益に照らし株主意思を確認することが適切と判断する場合は、株主総会を招集し、対抗措置に関する当社株主の意思を確認することができるものとします。

- ④ 上記取り組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

まず、本対応方針は、会社の支配に関する基本方針に沿って、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、当社株主のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

次に、本対応方針は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときに限り、対抗措置が発動されるように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

また、本対応方針における対抗措置の発動等に際しては、当社取締役会から独立した社外役員等によって組織された独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。また、その判断の概要については当社株主に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本対応方針の公正・透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

最後に、本対応方針は、株主総会における当社株主の承認を条件に継続されるものであり、その継続について当社株主の意向が反映されることとなっております。また、本対応方針継続後、その後の株主総会において本対応方針の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応方針も当該決議に従い変更又は廃止されることになります。さらに、当社取締役の任期は1年間となっており、毎年の取締役選任手続を通じて本対応方針の継続、廃止または変更の是非の判断に当社株主の意向が反映されます。

これらの措置により、本対応方針は、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業、経営成績、財政状態および株価等に影響を及ぼす可能性のあるリスクにつきましては、主として以下のようなものがあります。記載内容のうち将来に関する事項につきましては、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

なお、当社は、定期的なリスクの洗い出し・分析・評価を行い、リスク対応の検討・実施およびリスクの再分析を行うため、リスクマネジメント委員会およびリスクマネジメントチームを設けております。

また、リスクが発生（危機を認知）した際は、クライシスマネジメント規程に定められた方法および経路で速やかに対応いたします。

（１）グローバル市場における事業拡大に伴うリスク

当社グループは、世界５極体制のもと、グローバルに事業展開を行っており、さらに拡大を目指しております。生産につきましても、OEM生産を手掛ける多くの海外企業と協力して、中国および東南アジアなど各地域での生産拡大を進めております。

これらのグローバルでの事業拡大には、販売・生産両面において、以下に掲げるリスクが内在しており財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ① 政治・経済情勢の変化、予期しない法律・規制の適用または変更、テロ・戦争・その他の社会情勢の混乱、自然災害・伝染病の流行、製品不良の発生、消費者の好みの変動などのリスク。
- ② 人権団体、NGOおよびNPOによる活動の活発化により、生産工場での労働環境や労働条件等が国際的に問題視された場合、生産工場でなんらかの事故等が発生した場合に、事実関係にかかわらず当社グループが批判されることによる企業イメージと製品イメージを損なうリスク。

（２）為替レートの変動に伴うリスク

当社グループは、グローバルで製品の製造販売を行っております。各地域における現地通貨建の財務諸表を円換算して連結財務諸表を作成しており、換算時の為替レートにより、もとの現地通貨の価値が変わらなかったとしても、円換算後の価値に影響が出る可能性があります。製品仕入につきましては大部分を米ドル建で行っており、米ドルに対する他通貨の為替レートの変動などに伴う製造原価の上昇などにより、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、実需の範囲内で短期および長期の為替予約取引により、為替変動リスクを一定程度まで低減する方針で取り組んでおりますが、必ずしも為替リスクを完全に回避するものではありません。

（３）製造物責任に関するリスク

当社グループは、厳密な品質基準を設けて生産および仕入れを行っております。製造物責任賠償保険に加入しておりますが、すべての賠償額を保険でカバーできるという保証はありません。製造物責任問題発生による社会的評価、企業イメージの低下は、当社製品に対する消費者の購買意欲を減少させる可能性があります。これらの事象は財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

（４）知的財産権に関するリスク

当社は、国内外において、多くの特許権・商標権等の知的財産権を所有しております。知的財産権に関する侵害事件の発生など、商品開発への悪影響やブランドイメージの低下等を招く可能性があります。

知的財産権に関する侵害訴訟は解決までに相当な時間と費用を要し、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

（５）情報セキュリティに関するリスク

当社は、お客様へのサービスを提供するにあたり、個人情報および営業秘密等の情報管理に努めておりますが、情報システムの停止など何らかの原因、理由により、これらの情報が万一漏洩・流出した場合には、お客様などからの損害賠償請求、信用の失墜および売り上げの機会損失等により、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

（６）大規模自然災害に関するリスク

当社は、兵庫県神戸市に本社を置き、グループ全体に関わる経営管理における機能を集約しております。その為、大規模自然災害が本社地域に発生または広域に発生した場合、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、当社は、大規模自然災害が本社地域に発生した場合に適用する「事業継続計画（BCP）」を策定しております。

5【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

6【研究開発活動】

当社グループの研究開発は、経営の基本方針である機能性豊かで質の高いスポーツ用品を提供していくことを基礎とし、蓄積されたスポーツテクノロジーに基づき、スポーツシューズ類、スポーツウェア類およびスポーツ用具類の分野において、各統括部門および各関係会社が新製品の開発を担当し、スポーツ工学研究所が材料開発、機能設計、製品の機能評価などを通じて、各統括部門および各関係会社の新製品開発の支援業務を行っております。

当連結会計年度の研究開発費の総額は3,194百万円となっております。なお、当社グループの行っている研究開発活動は各セグメントに共通するものであり、各セグメントに関連づけて記載しておりません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

記載内容のうち将来に関する事項につきましては、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計上の見積り

当社グループの連結財務諸表は、日本において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

連結財務諸表作成にあたり、当社グループが採用している会計方針において使用されている重要な会計上の見積りおよび前提条件は、以下のとおりであります。

①貸倒引当金

当社グループは、支払実績および信用情報等を査定して販売先に対して与信限度額を設定しており、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額につきましては貸倒引当金を計上しております。

販売先の財務状況および支払能力に重要な変動が生じた場合、これらの貸倒引当金の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

②たな卸資産

当社グループは、たな卸資産の貸借対照表価額につきましては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により計上しております。

将来の市場環境に重要な変動が生じた場合、これらたな卸資産の評価額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

③投資の評価

主として当社は、余資の運用および長期的な取引関係の観点から株式等を所有しております。当社は、投資価値の下落が一時的でないと判断した場合に株式等の減損処理を実施しております。すなわち、時価のある「その他有価証券」につきましては期末時価が帳簿価格を30%以上下回った場合に、また、時価のない「その他有価証券」につきましては評価対象となる純資産額が帳簿価格を50%以上下回った場合に減損処理を実施しております。

将来の株式市場の動向、投資先の業績動向によりこれら投資の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

④繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産の計上にあたり、今後の事業計画および将来減算（加算）一時差異の解消スケジュール等を基にいわゆるタックス・プランニングを検討し、将来の課税所得等の予測を行っております。その結果将来実現が困難と判断される繰延税金資産については、評価性引当額を計上しております。

将来の業績および課税所得実績の変動により、繰延税金資産の計上に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑤退職給付費用および債務

当社の従業員退職給付費用および債務は、年金数理計算上で設定される前提条件に基づいて計上しております。この前提条件には、割引率、将来の報酬水準、退職率、年金資産の長期期待運用収益率が含まれており、時価の変動、年金資産の運用利回りの変動、退職給付債務を計算する際に用いる保険数理上の前提の変更、年金制度の変更による未認識の過去勤務費用の発生等により、退職給付費用および債務の算定に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑥減損損失

主として当社は、収益性の低下や時価の下落といった兆候の見られる固定資産につきましては、減損損失の認識の判定を行い、必要に応じて減損処理を実施しております。

将来の収益性の低下や時価の下落等により、これら固定資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

経営成績の分析につきましては、「第2「事業の状況」1. 業績等の概要（1）業績」をご参照ください。

(3) 資本の財源および資金の流動性についての分析

①資金調達について

当社グループは、事業活動を行うための資金の調達に際して低コストで安定的な資金の確保を重視しております。当連結会計年度末の有利子負債は、国内が53,896百万円、海外が14,589百万円の合計68,486百万円であり、国内につきましては当社への集中化を図っておりますので、約98%が当社での調達となっております。海外につきましては各子会社での調達であります。

②財政状態について

当連結会計年度末の財政状態といたしましては、総資産343,467百万円（前連結会計年度末比3.5%減）、負債の部合計143,584百万円（前連結会計年度末比6.7%減）、純資産の部合計199,883百万円（前連結会計年度末比1.0%減）でした。

流動資産は、売上債権の減少などにより、260,855百万円（前連結会計年度末比1.6%減）となりました。

固定資産は、アシックスアメリカコーポレーションの配送センターの拡張による有形固定資産の増加があったものの、つくば配送センターにかかる不動産信託受益権譲渡による有形固定資産の減少および長期デリバティブ資産の減少による投資その他の資産の減少などにより、82,612百万円（前連結会計年度末比9.1%減）となりました。

流動負債は、主として償還期限が1年以内となった社債の固定負債から流動負債への振り替えによるその他の負債の増加などにより、83,307百万円（前連結会計年度末比7.7%増）となりました。

固定負債は、上述の振り替えによる社債の減少などにより、60,276百万円（前連結会計年度末比21.3%減）となりました。

株主資本は、利益剰余金の増加により、174,249百万円（前連結会計年度末比3.4%増）となりました。

その他の包括利益累計額は、主として為替換算調整勘定が減少したことにより、24,114百万円（前連結会計年度末比25.9%減）となりました。

③キャッシュ・フローについて

当社グループは営業活動により得たキャッシュ・フロー（18,301百万円）を、株主への還元のための配当金の支払（4,455百万円）に充てたほか、主に直営店等の新規出店にかかる備品等の代金などの有形固定資産の取得（7,630百万円）およびグローバルな事業展開を支援する基幹システム導入代金の一部などの無形固定資産の取得（3,047百万円）に充ちました。

また、当社グループはキャッシュマネジメントシステム（CMS）を導入しており、子会社の余剰資金を当社において集中管理し、運転資金または設備投資資金を必要とする子会社に還流して、当社グループの資金をできる限り効率的に活用しております。キャッシュ・フロー指標のトレンド

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成26年12月期	平成27年12月期
自己資本比率（%）	50.8	53.1	49.9	56.5	57.8
時価ベースの自己資本比率（%）	83.6	122.1	121.3	154.4	139.5
キャッシュ・フロー対有利子負債比率（年）	3.7	2.8	6.8	4.2	2.1
インタレスト・カバレッジ・レシオ	15.9	21.0	8.9	15.0	18.8

（注）自己資本比率：自己資本／総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債／営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー／利払い

1. 各指標はいずれも連結ベースの財務数値により計算しております。
2. 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。
3. 営業キャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。有利子負債は連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。また、利払いにつきましては、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。
4. 平成26年12月期は、決算期変更に伴い9ヶ月間の変則決算となっておりますので、キャッシュ・フロー対有利子負債比率およびインタレスト・カバレッジ・レシオは9ヶ月間の営業キャッシュ・フローおよび利払いに対する数値を記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、経営資源を成長分野であるランニング分野およびアスレチックスポーツ分野に重点投入することを基本としており、主に製品の機能向上、品質向上のほか合理化、省力化のための投資および自主管理売場拡大のための投資を行っております。当連結会計年度の設備投資額は10,578百万円でした。

日本地域における投資額は824百万円で、主に子会社の事務所の移転にかかる土地等の代金および経常的な設備の更新のための投資であります。なお、当連結会計年度において、つくば配送センター（帳簿価格：土地2,120百万円・建物及び構築物2,465百万円）にかかる不動産信託受益権を譲渡いたしました。

米州地域における投資額は2,551百万円で、このうち主なものは、配送センター拡張工事代金の一部および直営店等の新規出店にかかる建物等の代金であります。

欧州地域における投資額は2,479百万円で、このうち主なものは、直営店等の新規出店にかかる備品等の代金および経常的な設備の更新のための投資であります。

オセアニア/東南・南アジア地域における投資額は427百万円で、このうち主なものは、直営店等の新規出店にかかる備品等の代金およびオーストラリア子会社の事務所の新設にかかる建物等の代金であります。

東アジア地域における投資額は389百万円で、このうち主なものは、直営店等の新規出店にかかる備品等の代金であります。

その他事業における投資額は149百万円でした。

全社（共通）等における投資額は3,756百万円で、このうち主なものは、グローバルな事業展開を支援する基幹システム導入代金の一部、Eコマース事業にかかるソフトウェア等の代金および本社社屋の改修工事等の代金であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

（1）提出会社

平成27年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント 区分	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	工具、器 具及び備 品	土地 (面積㎡)	リース資産	合計	
本社 (兵庫県神戸市中央区)	全社（共通）等	統括業務施設ほか	2,411	0	168	946 (6,615)	308	3,835	687
アシックスジャパン(株) 本社 (東京都江東区新砂)	日本地域	販売業務施設	3,545	—	130	1,215 (2,732)	18	4,909	18

（注）従業員数は、当該事業所に勤務している提出会社の従業員を記載しております。

（2）国内子会社

該当事項はありません。

（3）在外子会社

平成27年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント 区分	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	工具、器 具及び備 品	土地 (面積㎡)	リース資産	合計	
アシックスアメリカ コーポレーション	バイヘリア配送 センター (米国)	米州地域	物流倉庫	3	—	1,078	—	4,508	5,590	107

（注）1. 金額には、消費税等は含んでおりません。

2. 上記帳簿価額には、建設仮勘定を含んでおりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

（１）重要な設備の新設の計画

当社グループでは、全社（共通）等および日本、米州、欧州、オセアニア/東南・南アジア地域において、グローバルな事業展開を支援する基幹システム開発と主要拠点への導入を予定しております。平成26年10月に着手し、平成30年度完了を予定しておりますが、総額は未定であります（既支払額2,305百万円）。

さらに、米州地域において、アシックスアメリカコーポレーションの配送センターの拡張を予定しております（所在地：米国ミシシッピ州マーシャル郡、土地・建物：リース料総額19百万米ドル、荷役設備：総額19百万米ドル、既支払額11百万米ドル）。平成26年6月に着工し、平成28年7月に完成を予定しております。

なお、上記計画にかかる所要資金の一部は2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債発行による発行手取金を充当する予定です。

（２）重要な設備の除却等の計画

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	790,000,000
計	790,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） （平成27年12月31日）	提出日現在 発行数（株） （平成28年3月28日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	199,962,991	199,962,991	東京証券取引所 （市場第一部）	単元株式数 100株
計	199,962,991	199,962,991	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①新株予約権

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成25年6月21日の定時株主総会決議ならびに平成25年7月19日および平成25年8月5日の取締役会決議に基づく第1回新株予約権

	事業年度末現在 （平成27年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年2月29日）
新株予約権の数（個）	347	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	34,700（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	平成28年8月7日から 平成55年8月6日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,708 資本組入額 854	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左

（注）1．新株予約権の目的である株式の数

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とします。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告します。

2. 新株予約権の行使の条件

- （1）新株予約権者が当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失したときは、任期満了による退任その他当社が認める正当な事由により当該地位を喪失した場合であって、喪失した日の翌日から5年経過するまでの間に限り、当該新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権の行使期間内に限ります。
- （2）新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。
- （3）その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途定めます。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定します。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

（5）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。

（6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

（7）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

（8）新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

（9）その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）2. に準じて決定します。

平成26年7月18日および平成26年8月7日の取締役会決議に基づく第2回新株予約権

	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	251	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,100 (注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成29年8月9日から 平成56年8月8日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,136 資本組入額 1,068	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1. 新株予約権の目的である株式の数

各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とします。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告します。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者が当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失したときは、任期満了による退任その他当社が認める正当な事由により当該地位を喪失した場合であつて、喪失した日の翌日から5年経過するまでの間に限り、当該新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権の行使期間内に限ります。
- (2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。
- (3) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途定めます。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定します。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

（5）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。

（6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

（7）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

（8）新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

（9）その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）2. に準じて決定します。

平成27年4月7日および平成27年5月12日の取締役会決議に基づく第3回新株予約権

	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	237	220
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	23,700 (注)1	22,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成30年5月13日から 平成57年5月12日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,009 資本組入額 1,504.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1. 新株予約権の目的である株式の数

各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とします。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告します。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1. に準じて決定します。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

（5）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。

（6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

（7）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

（8）新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

（9）その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）2. に準じて決定します。

②新株予約権付社債

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりです。

平成26年2月13日の取締役会決議に基づく2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(平成26年3月3日発行)

	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	3,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,983,780(注)1	11,012,407(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,731.3(注)2	2,724.2(注)2
新株予約権の行使期間	平成26年3月17日から 平成31年2月15日まで (行使請求受付場所現地時間) (注)3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,731.3 資本組入額 1,366 (注)4	発行価格 2,724.2 資本組入額 1,363 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型 新株予約権付社債に付された ものであり、本社債からの分 離譲渡はできない。	同左
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際し ては、当該本新株予約権に係 る本社債を出資するものと し、当該本社債の価額は、そ の額面金額と同額とする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左
新株予約権付社債の残高(百万円)	30,095	30,090

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式(単元株式数100株)とし、その行使により当社が
当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を(注)2. 記載の転換価額で除した数とす
る。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. (イ)転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を
発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式
において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配
当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付
社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(ロ)転換価額の調整条項に該当したため、平成28年1月1日以降2,731.3円から2,724.2円に調整されている。

3. ①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、繰上償還を受けないことが選
択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本
社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限
の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成31年2月15日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新
株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社による本新株予約権付社債の取得の場合、取得通知の翌日から取得期日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5. (イ)各本新株予約権の一部行使はできない。

(ロ)2018年11月30日（但し、当日を除く。）までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期（1暦年を3ヶ月に区切った期間をいう。以下、本(ロ)において同じ。）の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日（但し、2018年10月1日に開始する四半期に関しては、2018年11月29日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①及び②の期間は適用されない。

① 当社が、本新株予約権付社債権者に対して、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間（但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）

② 当社が組織再編等を行うにあたり、(注)3. 記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日（同日を含む。）から当該組織再編等の効力発生日（同日を含む。）までの期間

なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

6. (イ)組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合、適用されない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ)上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

- ① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

- ② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は(注)2.と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、(注)3.に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記(注)5.(ロ)と同様の制限を受ける。

⑦ 承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を当社による新株予約権付社債の取得と同様に取得することができる。

⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑩ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証券に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項がないため記載しておりません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項がないため記載しておりません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成17年2月25日	△14,000	199,962	—	23,972	—	6,000

(注) 「発行済株式総数増減数」は、自己株式の消却による発行済株式総数の減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成27年12月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	65	40	258	488	26	21, 097	21, 974	-
所有株式数 （単元）	-	702, 446	17, 037	142, 054	813, 039	125	322, 953	1, 997, 654	197, 591
所有株式数の 割合（％）	-	35. 16	0. 85	7. 11	40. 70	0. 01	16. 17	100	-

(注) 1. 自己株式10,143,572株は、「個人その他」に101,435単元、「単元未満株式の状況」に72株含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、20単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成27年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	8,102	4.05
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	7,858	3.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-11	7,470	3.74
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	6,607	3.30
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号日本生命証券管理部内	5,679	2.84
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5-5	5,568	2.78
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	5,129	2.57
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	33 RUE DE GASPERICH, L-5826 HOWALD-HESPERANGE, LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	3,471	1.74
株式会社みなと銀行	神戸市中央区三宮町2丁目1-1	3,358	1.68
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREASURY 505234(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	2,464	1.23
計	—	55,710	27.86

(注) 1. 当社は、自己株式10,143千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の持株数のうち投資信託・年金信託設定分は6,680千株であります。

3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の持株数のうち投資信託・年金信託設定分は3,758千株であります。

4. 大量保有報告書またはその変更報告書により、次のとおり株式を所有している旨の公衆縦覧がなされておりますが、当社として当事業年度末日時点における実質所有株式数が確認できないため、上記大株主の状況には含めておりません。

平成26年5月15日現在(報告日：平成26年5月22日)

氏名又は名称(共同保有者)	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,568	2.78
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	5,323	2.66

平成27年1月30日現在(報告日：平成27年2月6日)

氏名又は名称	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ラザード・アセット・マネージメント ・ エ ル エ ル シ ー	11,711	5.86

平成27年5月25日現在(報告日：平成27年6月1日)

氏名又は名称(共同保有者)	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	7,858	3.93
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	4,830	2.42
三 菱 U F J 投 信 株 式 会 社	476	0.24
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	241	0.12

平成27年12月15日現在(報告日：平成27年12月21日)

氏名又は名称(共同保有者)	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	5,014	2.51
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	237	0.12
日 興 ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社	5,910	2.96

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,143,500	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 189,621,900	1,896,219	—
単元未満株式	普通株式 197,591	—	—
発行済株式総数	199,962,991	—	—
総株主の議決権	—	1,896,219	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数20個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成27年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社アシックス	神戸市中央区港島中町 7丁目1番1	10,143,500	—	10,143,500	5.07
計	—	10,143,500	—	10,143,500	5.07

(9) 【ストックオプション制度の内容】

(平成25年6月21日開催の定時株主総会ならびに平成25年7月19日および平成25年8月5日開催の取締役会において決議されたもの)

当該制度は、平成25年6月21日開催の定時株主総会ならびに平成25年7月19日および平成25年8月5日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く）および当社執行役員（所得税法上の居住者のみ）に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることを決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年6月21日、平成25年7月19日および平成25年8月5日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 7名 当社執行役員（所得税法上の居住者のみ） 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成26年7月18日および平成26年8月7日開催の取締役会において決議されたもの)

当該制度は、平成26年7月18日および平成26年8月7日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く）および当社執行役員（所得税法上の居住者のみ）に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることを決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年7月18日および平成26年8月7日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 7名 当社執行役員（所得税法上の居住者のみ） 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成27年4月7日および平成27年5月12日開催の取締役会において決議されたもの)

当該制度は、平成27年4月7日および平成27年5月12日開催の取締役会において、当社および子会社の取締役（社外取締役を除く）および従業員に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることを決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成27年4月7日および平成27年5月12日	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）	5名
	当社従業員	6名
	子会社取締役	2名
	子会社従業員	2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	
新株予約権の目的となる株式の数	同上	
新株予約権の行使時の払込金額	同上	
新株予約権の行使期間	同上	
新株予約権の行使の条件	同上	
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	
代用払込みに関する事項	同上	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上	

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項がないため記載しておりません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項がないため記載しておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	2,807	8,736,909
当期間における取得自己株式	152	341,229

(注) 当期間における取得自己株式には、平成28年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	30	97,950	—	—
保有自己株式数	10,143,572	—	10,143,724	—

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、平成28年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡しによる株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、平成28年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りおよび売渡しによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社の配当方針につきましては、株主に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして認識し、配当につきましては、収益状況に応じて行うことを基本とし、企業体質の強化と今後の事業展開等も勘案して実施することを基本に、特別な要素を除いて、連結当期純利益の概ね20%を配当原資とすることを基本方針としております。

当社は、「取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。」旨定款に定めておりますが、当面、配当金は年1回期末に、定時株主総会に上程し決議を得て行うこととしております。

当期の期末配当につきましては、1株につき23円50銭と決定しました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
平成28年3月25日 定時株主総会決議	4,460	23.5

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第57期	第58期	第59期	第60期	第61期	第62期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成26年12月	平成27年12月
最高(円)	1,180	1,268	1,710	2,130	3,135	4,000
最低(円)	755	769	775	1,322	1,823	2,452

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部の取引によっております。

2. 第61期は、決算期変更により平成26年4月1日から平成26年12月31日までの9ヶ月間となっております。

(2) 【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年7月	平成27年8月	平成27年9月	平成27年10月	平成27年11月	平成27年12月
最高(円)	3,610	4,000	3,545	3,400	3,365	2,859
最低(円)	3,120	3,150	2,763	2,840	2,661	2,452

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部の取引によっております。

5 【役員の状況】

男性11名 女性1名 (役員のうち女性の比率8.33%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 社長CEO		尾山 基	昭和26年2月2日生	昭和49年4月 日商岩井株式会社（現双日株式会社）入社（昭和56年12月退社） 昭和57年1月 当社入社 平成9年1月 当社第一事業本部ウォーキング事業部長 平成13年7月 アシックスヨーロッパB.V. 代表取締役社長 平成16年6月 当社取締役・マーケティング統括部長兼アシックスヨーロッパB.V. 代表取締役社長 平成17年4月 当社取締役・海外担当兼マーケティング統括部長兼マーケティング部長兼アシックスヨーロッパB.V. 代表取締役会長兼CEO 平成18年7月 当社常務取締役・海外担当兼マーケティング統括部長兼アシックスヨーロッパB.V. 代表取締役会長兼CEO 平成19年8月 当社常務取締役・海外担当兼経営企画室担当兼マーケティング統括部長兼アシックスヨーロッパB.V. 代表取締役会長兼CEO 平成20年4月 当社代表取締役社長 平成23年4月 当社代表取締役社長CEO、現在に至る	(注) 4	371
取締役常務 執行役員	グローバルセ ールズ統括部 長	加藤 克巳	昭和33年12月29日生	昭和56年4月 当社入社 平成20年4月 アシックスヨーロッパB.V. 代表取締役社長 平成22年4月 当社執行役員・グローバル事業室長 平成24年6月 当社取締役執行役員・グローバルセールス・マーケティング統括部長 平成26年4月 当社取締役常務執行役員・グローバルセールス統括室長兼2020東京オリンピック・パラリンピック室長補佐 平成28年1月 当社取締役常務執行役員・グローバルセールス統括部長、現在に至る	(注) 4	177
取締役常務 執行役員	経営企画室長	加藤 勲	昭和38年2月25日生	平成元年2月 当社入社 平成25年4月 当社執行役員・グローバル経理財務統括部長兼経理財務部長 平成25年6月 当社取締役執行役員・グローバル経理財務統括部長兼経理財務部長 平成28年1月 当社取締役常務執行役員・経営企画室長、現在に至る	(注) 4	88

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役執行 役員		西前 学	昭和29年8月13日生	昭和52年4月 本田技研工業株式会社入社 平成11年4月 同社北米本部アメリカホンダモーターインコーポレーテッド副社長 平成14年6月 同社取締役・汎用事業本部長 平成15年4月 同社取締役・日本営業本部副本部長兼営業統括部長 平成20年4月 同社執行役員・北米本部ホンダカナダイインコーポレーテッド社長 平成22年4月 同社常務執行役員・欧州・C I S・中近東・アフリカ担当 平成23年4月 同社常務執行役員・欧州・中近東・アフリカ本部長兼ホンダモーターヨーロッパ社長（平成26年6月退任） 平成26年12月 当社顧問 平成27年4月 アシックスジャパン株式会社取締役 平成27年10月 当社執行役員・アシックスジャパン株式会社代表取締役社長兼アシックス販売株式会社代表取締役社長 平成28年3月 当社取締役執行役員・アシックスジャパン株式会社代表取締役社長、現在に至る 重要な兼職の状況 アシックスジャパン株式会社代表取締役社長	(注) 4	-
取締役		田中 克郎	昭和20年6月5日生	昭和45年4月 弁護士登録 平成2年10月 T M I 総合法律事務所開設 代表パートナー（現任） 平成23年4月 東京大学大学院法学政治学研究科客員教授（平成25年9月退任） 平成24年6月 株式会社鹿児島銀行監査役（社外）（平成27年9月退任） 平成25年6月 当社取締役（社外）（現任） 平成27年10月 株式会社九州フィナンシャルグループ監査役（社外）、現在に至る 重要な兼職の状況 弁護士（T M I 総合法律事務所 代表パートナー） 株式会社九州フィナンシャルグループ監査役（社外）	(注) 4	-
取締役		梶原 謙治	昭和24年1月14日生	昭和46年4月 住友商事株式会社入社 平成6年2月 英国住友商社会社営業第一部長 平成10年7月 米国住友商社会社ヒューストン支店長 平成11年4月 住友商事株式会社理事・米国住友商社会社ヒューストン支店長 平成12年5月 同社理事・米国住友商社会社副社長兼C O O兼事業開発部門長 平成15年4月 同社執行役員・消費流通事業本部長 平成17年4月 同社執行役員・ライフスタイル・リテイル事業本部長 平成18年4月 同社常務執行役員・中部ブロック長 平成21年4月 同社専務執行役員・中国総代表兼中国住友商事グループC E O兼北京事務所長兼中国住友商社会社社長 平成24年4月 同社顧問（平成27年6月退任） 平成26年6月 当社取締役（社外）、現在に至る	(注) 4	11

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役		花井 健	昭和29年10月16日生	昭和52年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成18年3月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）常務執行役員・アジア・オセアニア地域統括役員 平成19年6月 同行常務執行役員・日本瑞穂実業銀行（中国）有限公司董事長・みずほ中国総代表 平成20年4月 同行常務執行役員・営業統括役員 平成21年4月 同行理事（平成21年4月退任） 平成21年5月 楽天株式会社常務執行役員 平成22年3月 同社取締役常務執行役員（平成23年7月退任） 平成24年7月 株式会社コーポレートディレクション顧問（現任） 平成25年6月 株式会社ネクスト監査役（社外）（現任） 平成26年6月 当社取締役（社外）（現任） 平成26年6月 株式会社丸運取締役（社外）（現任） 平成27年6月 日本精線株式会社取締役（社外）、現在に至る 重要な兼職の状況 株式会社ネクスト監査役（社外） 株式会社丸運取締役（社外） 日本精線株式会社取締役（社外）	(注) 4	15
取締役		柏木 斉	昭和32年9月6日生	昭和56年4月 株式会社日本リクルートセンター（現株式会社リクルートホールディングス）入社 平成6年4月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）財務部長 平成9年6月 同社取締役 平成13年6月 同社取締役兼常務執行役員 平成15年4月 同社代表取締役兼常務執行役員（COO） 平成15年6月 同社代表取締役社長兼COO 平成16年4月 同社代表取締役社長兼CEO 平成24年4月 同社取締役相談役（平成26年6月退任） 平成24年12月 サントリー食品インターナショナル株式会社取締役（社外）（平成27年3月退任） 平成27年8月 当社顧問 平成28年3月 当社取締役（社外）、現在に至る	(注) 4	-
常勤監査役		井上 忠史	昭和31年5月6日生	昭和54年4月 当社入社 平成16年10月 アシックスオセアニアPTY. LTD. 代表取締役社長 平成21年4月 当社管理統括部法務部長 平成21年10月 当社アジア・パシフィック統括室長 平成22年4月 当社執行役員・アジア・パシフィック統括室長 平成23年10月 当社管理統括部知的財産部長 平成28年1月 当社監査役室長 平成28年3月 当社常勤監査役、現在に至る	(注) 5	88

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
監査役		宮川 圭治	昭和33年11月5日生	昭和57年4月 日本貿易振興会（現日本貿易振興機構）入会 昭和63年7月 バンカース・トラスト銀行（現ドイツ証券株式会社）入行 平成11年7月 ドイツ証券株式会社M&A部門統括責任者 平成18年10月 同社投資銀行部門副会長（平成20年11月退任） 平成21年9月 リンカーン・インターナショナル株式会社社長（現任） 平成24年6月 当社監査役（社外） 平成25年6月 当社取締役（社外） 平成28年3月 当社監査役、現在に至る 重要な兼職の状況 リンカーン・インターナショナル株式会社社長	(注) 5	13
監査役		三原 秀章	昭和37年9月13日生	昭和62年11月 太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所（平成8年9月退所） 平成3年8月 公認会計士登録 平成8年7月 税理士登録 平成8年10月 公認会計士三原秀章事務所開設 平成20年6月 当社監査役（社外）、現在に至る 重要な兼職の状況 公認会計士、税理士 （公認会計士三原秀章事務所）	(注) 5	68
監査役		三屋 裕子	昭和33年7月29日生	昭和56年4月 株式会社日立製作所入社（昭和59年8月退社） 平成2年4月 筑波大学非常勤講師（平成19年3月退任） 平成16年6月 株式会社シャルレ代表取締役社長 平成18年6月 株式会社テン・アローズ（現株式会社シャルレ）取締役代表執行役社長（平成19年6月退任） 平成22年7月 株式会社サイファ代表取締役（現任） 平成26年6月 当社監査役（社外）（現任） 平成27年3月 藤田観光株式会社取締役（社外）（現任） 平成27年4月 株式会社パロマ取締役（社外）（現任） 平成27年5月 公益財団法人日本バスケットボール協会副会長、現在に至る 重要な兼職の状況 株式会社サイファ代表取締役 藤田観光株式会社取締役（社外） 株式会社パロマ取締役（社外） 公益財団法人日本バスケットボール協会副会長	(注) 5	-
計						831

- (注) 1. 所有株式数は百株未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 取締役 田中克郎、梶原謙治、花井健および柏木育は、社外取締役であります。
3. 監査役 三原秀章および三屋裕子は、社外監査役であります。
4. 取締役の任期は、平成28年3月25日開催の定時株主総会の終結の時から平成28年12月期に関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 監査役の任期は、平成28年3月25日開催の定時株主総会の終結の時から平成31年12月期に関する定時株主総会の終結の時までであります。

6. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (百株)
大西 寛文	昭和21年1月1日	昭和46年11月 等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 昭和50年3月 公認会計士登録 平成5年5月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員（平成22年12月退任） 平成13年6月 日本公認会計士協会近畿会会長 平成13年7月 日本公認会計士協会本部副会長 平成16年7月 日本公認会計士協会本部監事 平成18年4月 立命館大学大学院経営管理研究科教授（平成27年3月退任） 平成23年6月 積水化学工業株式会社監査役（社外）（平成27年6月退任） 平成27年6月 株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション取締役（社外） 平成28年3月 当社補欠監査役（社外）、現在に至る 重要な兼職の状況 公認会計士 株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション 取締役（社外）	-

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

(i) 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

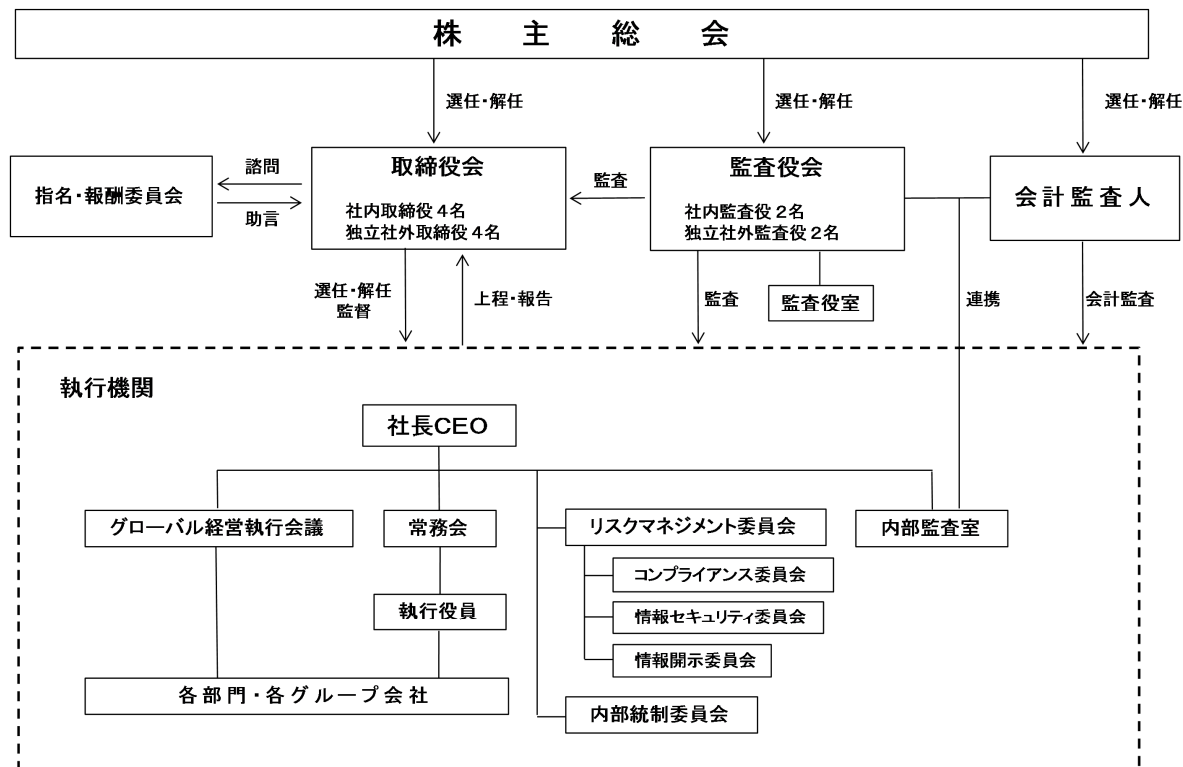
当社グループは、企業価値を継続的に高め、株主をはじめ、すべてのステークホルダーからさらに信頼される会社となるために、スピードある透明性の高い経営を実現するためのコーポレート・ガバナンスを目指し、その中で、経営管理体制の整備を行うとともに、企業経営に関する監督および監査機能・内部統制の充実、コンプライアンスの徹底、経営活動の透明性の向上などに努め、株主の視点を経営に反映させることを心がけております。

また、当社グループは、「アシックススピリット」に掲げた創業哲学、「健全な身体に健全な精神があればかし—“Anima Sana In Corpore Sano”」を基本に、ビジョン「Create Quality Lifestyle through Intelligent Sport Technology—スポーツでつちかった知的技術により、質の高いライフスタイルを創造する」の実現に向けて、以下の「アシックスの理念」をもって事業運営を行うことを企業活動の基本方針としております。

- ・スポーツを通して、すべてのお客様に価値ある製品・サービスを提供する
- ・私たちを取り巻く環境をまもり、世界の人々とその社会に貢献する
- ・健全なサービスによる利益を、アシックスを支えてくださる株主、地域社会、従業員に還元する
- ・個人の尊厳を尊重した自由で公正な規律あるアシックスを実現する

当社グループは、上記の基本方針を根底におき、主として遵法活動および企業倫理の観点から企業行動のあり方を、「アシックスCSR方針」に定めるとともに、これを役員および従業員一人ひとりの行動に具体化した「アシックスグローバル行動規範」およびグローバルポリシーを制定し、すべての人々から受け入れられ尊敬される企業行動のための基本としております。

当社の企業統治の体制の概要は、以下のとおりであります。



(ii) 内部統制システムの整備の状況

取締役会は、取締役8名（うち4名は社外取締役）で構成し、取締役会が定める業務分掌規程、職務権限規程等において、また、担当業務の委嘱等により、責任者およびその責任、執行手続等を明確に制定し、代表取締役、各業務担当取締役および執行役員に業務執行を行わせております。

代表取締役、各業務担当取締役および執行役員は、取締役会において制定された中期経営計画および各事業年度の経営計画に基づき、全社的な目標設定を行うとともに各部門および各子会社の具体的な目標を設定し、月次、四半期毎の業績管理を行っております。

取締役会は、毎月1回定例的に開催し、法定決議事項のほか当社グループの重要な経営方針、重要な業務執行に関する事項の決定を行うとともに、取締役および執行役員の業務執行状況の監督等を行っております。なお、各取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制にするため、取締役の任期を1年としております。

当社は、取締役会決議事項その他当社グループの経営に関する重要事項の事前審議を行い、取締役会の機能強化と経営の機動的な意思決定を行うため、役付取締役全員、社長CEOが指名した取締役、執行役員および常勤監査役ならびに必要な応じ各部門責任者を出席者とする常務会を毎月2回定例的に開催しております。

また、当社は、事業規模拡大とグローバルレベルでの経営環境変化に対応するため、執行役員制度により、経営のスピードアップと業務執行体制の強化を行っております。なお、執行役員は13名（うち3名は取締役）であります。

グループ会社については、各社の経営計画の承認、グローバルレベルでのグループ全般の重要事項の決定と業務執行状況の報告を行うため、「グローバル経営執行会議」を定期的に開催しております。

当社は、監査役会設置会社であり、監査役4名のうち2名が社外監査役であります。

監査役は、取締役会・常務会などの重要会議への出席および当社グループの役員および使用人との情報交換ならびに稟議書・報告書等の閲覧を通じて、当社グループ経営全般の状況を把握するなど、取締役の業務執行を監査しております。

また、監査役会を毎月開催し、各監査役相互の情報交換を行うとともに、取締役または取締役会より適宜報告を受けるなど、監査を実効的に行うことができる体制としております。

なお、当社では公正かつ透明性の高い手続きを確保するため、2016年3月25日付で、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会を設置しました。取締役会は、同委員会の意見を尊重した上で、指名・報酬に関する事項を決議しております。

「アシックスCSR方針」、「アシックスグローバル行動規範」およびグローバルポリシーの徹底を図るため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス担当部署を置き、同部署がコンプライアンスへの取り組みを総合的、横断的に統括するとともに、役員および従業員が適正な業務運営にあたるよう補佐し、研修等を通して教育、指導等を行うこととしております。

当社グループは、「グローバル内部通報方針」に基づき、当社グループを対象としたグローバル内部通報ラインを置き、役員および使用人ならびにビジネスパートナーが「アシックスCSR方針」、「アシックスグローバル行動規範」およびグローバルポリシーを逸脱する行為を知ったり、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、直接社外窓口および社内窓口において、専用メール、電話、手紙での連絡・相談を受け付け、事態の迅速な把握および是正を行うこととしております。なお、通報者に対しては不利益な取扱を行わないこととしております。また、当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持ちません。

(iii) リスク管理体制の整備の状況

当社グループは、リスクマネジメント規程に基づき、リスクマネジメント委員会およびリスクマネジメントチームを設置し、定期的なリスクの洗い出し・分析・評価を行い、リスク対応の検討・実施およびリスクの再分析を行う。リスクマネジメント委員会は、グループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理しております。

当社グループの役員および使用人は、クライシスマネジメント規程に基づき、危機を認知した際には、同規程に定められた方法および経路で速やかに社長CEOへ報告を行うこととしております。社長CEOは、クライシスマネジメント規程にあらかじめ定められた危機レベルに応じて、危機対策本部の設置および危機対策本部長の任命を行う。危機対策本部長は、危機対策方針、コミュニケーション戦略等の決定、対外交渉、公表を統括し、対策・改善策等の実施を指揮することとします。

内部監査部門は、定期的にリスク管理状況を監査することとします。

(iv) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および一部の監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(v) その他

・取締役の定数

当社の取締役は、12名以内とする旨定款に定めております。

・取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

・剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条1項各号に掲げる事項について、取締役会の決議により定めることができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策および配当政策を可能とすることを目的とするものであります。

・株主総会の特別決議

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

・自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とすることを目的とするものであります。

・取締役および監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役および監査役が職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

② 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査・内部統制部門として社長CEO直轄の内部監査室（9名）を設置しております。

内部監査室は、単独あるいは監査役・会計監査人と連携して、コンプライアンスの状況等を監査し、社長CEO、各取締役および監査役に直接報告を行うこととしております。

監査役および監査役会の職務を補助するため、監査役会の下に監査役室を設置しております。

監査役室は、監査役の指示に基づき、各部門および各子会社に対して、監査役監査に必要な情報の提供を求めることができることとしております。監査役室は、監査役の指示に基づき、内部監査部門および子会社監査役との間の連絡・調整を行い、監査に関する情報共有を補助しております。

また、監査役室の使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役の指揮命令を受けないこととし、当該使用人の人事異動、人事考課および懲戒処分は、監査役会の事前の同意を得るものとしております。なお、監査役 三原秀章氏は、公認会計士、税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部監査室、監査役および会計監査人は、必要に応じて監査に必要な情報の交換を行っております。

③ 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。業務を執行した公認会計士の氏名・所属する監査法人名および継続監査年数は、次のとおりであります。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名	継続監査年数
指定有限責任社員 業務執行社員	松本 要	新日本有限責任監査法人	—
	笹山 直孝		—
	美和 一馬		—

（注） 1. 継続監査年数につきましては、当該年数が7年以下であるため、記載を省略しております。

④ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は4名、社外監査役は2名であります。なお、当社の社外取締役及び社外監査役の所有株式数については、5. 「役員状況」に記載のとおりです。

社外取締役 田中克郎氏は、国際的な弁護士としての国際法務・企業法務に関する豊富な経験と専門的見地から、経営に対する意思決定・監督を適切に行っております。同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

当社は、同氏が代表パートナーを務めるTMI総合法律事務所の他の弁護士に法律事務を委任しておりますが、同事務所の報酬における当社の支払報酬の割合は、前事業年度において1%未満であり、当社への経済的依存が生じるものではありません。また、同氏は、株式会社九州フィナンシャルグループ監査役の社外監査役を兼職しておりますが、当社と当社との間には特別の利害関係はありません。

したがって、同氏は当社の「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。

社外取締役 梶原謙治氏は、総合商社の経営者としての豊富な国際経験と専門的見地から、経営に対する意思決定・監督を適切に行っております。同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

したがって、同氏は当社の「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。

社外取締役 花井健氏は、金融機関およびインターネットサービス業の経営者としての豊富な国際経験と専門的見地から、経営に対する意思決定・監督を適切に行っております。同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

同氏は、株式会社ネクストの社外監査役ならびに株式会社丸運および日本精線株式会社の社外取締役を兼職しておりますが、これらの会社と当社との間には特別の利害関係はありません。また、同氏は、当社の主要な取引金融機関の一つである株式会社みずほ銀行に勤務していましたが、同行を退行してから6年以上が経過しております。

したがって、同氏は当社の「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。

社外取締役 柏木齊氏は、情報サービス業の経営者としての豊富な経験と専門的見地から、取締役会への適切な監督・助言を行えるものと判断し、選任しました。同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

したがって、同氏は当社の「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。

社外監査役 三原秀章氏は、公認会計士および税理士としての専門的見地から、適切な意見を述べております。同氏と当社との間には、監査役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

同氏は、公認会計士三原秀章事務所を経営しておりますが、同事務所と当社との間には特別の利害関係はありません。

したがって、同氏は当社の「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。

社外監査役 三屋裕子氏は、企業経営およびスポーツビジネスに関する豊富な経験と専門的見地から、企業経営面で適切な意見を述べております。同氏と当社との間には、監査役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

当社は、同氏が副会長を務める公益財団法人日本バスケットボール協会とレフェリーウエア認定等に関する取引関係がありますが、同協会の経常収益における当社の支払額の割合は、前事業年度において1%未満であり、当社への経済的依存が生じるものではありません。また、同氏は、株式会社サイファの代表取締役ならびに藤田観光株式会社および株式会社パロマの社外取締役を兼職しておりますが、これらの会社と当社との間には特別の利害関係はありません。

したがって、同氏は当社の「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。

当社は、当社の社外取締役全員および社外監査役全員を東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届出を行っております。

(独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準)

当社は、適正なコーポレートガバナンスの確保のために、社外役員の資質および独立性について「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を独自に定めております。その内容は次の通りであります。

第1条 (社外役員の要件)

1. 当社の社外取締役および社外監査役（以下、社外役員という）の要件について、本基準により定める。
2. 社外役員の要件は、選任時および在任期間中を通じて、満たすことを要する。

第2条 (資質に関する要件)

グローバルに事業を展開する当社グループ（当社および当社の関係会社）において、コーポレートガバナンスを強化するとともに、グローバルレベルでの事業の拡大を図るため必要となる資質として、企業経営者、弁護士、公認会計士、学識経験者としての実績があり、豊富な経験と専門的知見を有すること。

第3条 (独立性に関する要件)

1. 社外役員の当社グループからの独立を保つため、以下の各号を満たすこと。
 - (1) 過去に、当社グループ（当社および当社の関係会社）の役員、会計参与または使用人でないこと。
 - (2) 現在および過去5年間、以下に該当しないこと。
 - ア ① 当社グループの大株主（総議決権の10%以上を保有する者をいい、間接保有形態を含む）または大株主である組織の使用人等（業務執行役員、使用人等の業務執行を行う者をいう）
 - ② 当社グループが大株主である組織の使用人等
 - イ 当社グループの主要な借入先（1会計年度末時点において当社連結総資産の2パーセント以上の負債を負担する先をいう）または主要な借入先である組織（グループ企業である場合はグループ単位とする。以下同じ）の使用人等
 - ウ 当社グループの主幹事証券会社の使用人等
 - エ ① 当社グループの主要な取引先（1会計年度の連結売上高の2%以上）または主要な取引先である組織の使用人等
 - ② 当社グループを主要な取引先とする者またはその使用人等
 - オ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
 - カ コンサルタント、会計専門家または法律専門家として、社外役員としての報酬以外に、当社グループから多額の金銭その他の財産（1会計年度あたり1,000万円以上をいう）を得る者または当社グループから多額の金銭その他の財産（当該団体の1会計年度の売上高の1%以上をいう）を得る団体に所属する者
 - キ 当社グループから多額の寄付金（1会計年度あたり1,000万円以上をいう）を受け取る者または多額の寄付金を受け取る団体に所属する者
 - ク 当社グループと役員の相互就任の関係にある者（当社グループの役員、使用人が役員等である組織について、その組織に所属する者が当社グループの役員となる場合をいう）
 - (3) 以下の者の近親者（配偶者および2親等以内の親族をいう）でないこと。
 - ア 現在または過去に、当社グループ（当社および当社の関係会社）の役員または重要な使用人である者
 - イ 前号に該当する者（重要でない使用人および所属する者は除く）
2. 前項の要件を満たさない場合であっても、その者を社外役員としても一般株主との利益相反を生じないと認められ、かつ前項の要件を満たす社外役員全員の同意がある場合については、会社法の要件を満たす限りにおいて、社外役員とすることがある。この場合、株主総会参考書類、有価証券報告書等に、該当する事実および選任する理由等を明記するものとする。

(ダイバーシティの推進)

当社は、2013年よりダイバーシティ推進リーダーらを任命してコアチームを結成し、「『One Team』違いを活かす、高め合う。」をスローガンに次の重点目標に取り組んでおります。また、当社は、2020年までに女性管理職率10%以上、全ての統括部に女性管理職がいることを目指しております。

・ダイバーシティの重点目標

- ①意識改革・ダイバーシティの社内浸透と情報開示
- ②多様な人財の活用
 - (i) 女性
 - (ii) 外国人
 - (iii) 若手・中途採用社員
- ③多様な社員が最大限能力を発揮できる文化・環境の醸成

⑤ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬型 ストックオプション	
取締役 (社外取締役を除く。)	273	170	52	50	7
社外取締役	38	38	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	18	18	—	—	1
社外監査役	30	30	—	—	3

ロ. 役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			基本報酬	業績連動報酬	株式報酬型 ストックオプション
尾山 基	取締役	102	57	23	21

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

ハ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項がないため記載しておりません。

ニ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

・取締役の報酬について

平成25年6月21日開催の第59回定時株主総会において承認された報酬額(年額8億円以内)の範囲内で、取締役報酬支給規程に基づき、各取締役の役位に応じた基本報酬、業績に応じた業績連動報酬および株式報酬型ストックオプションを決定しております。

・監査役の報酬について

平成18年6月23日開催の第52回定時株主総会において承認された報酬額(年額8,000万円以内)の範囲内で、監査役報酬支給基準に基づき、各監査役の報酬額を決定しております。

⑥ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

42銘柄

9,885百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)上組	999,000	1,074	取引関係の構築、強化のために保有している。
カシオ計算機(株)	576,900	1,073	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)シマノ	58,100	909	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,019,490	677	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
(株)トヨタ	265,000	628	取引関係の構築、強化のために保有している。
久光製薬(株)	139,300	527	取引関係の構築、強化のために保有している。
丸紅(株)	725,000	525	取引関係の構築、強化のために保有している。
三菱商事(株)	224,500	497	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)みなと銀行	2,144,483	456	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
(株)三井住友フィナンシャルグループ	98,189	429	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
上新電機(株)	391,000	383	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)みずほフィナンシャルグループ	1,214,062	245	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
(株)ノーリツ	113,500	224	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)山口フィナンシャルグループ	115,000	143	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
帝人(株)	355,253	114	取引関係の構築、強化のために保有している。
神栄(株)	500,000	99	取引関係の構築、強化のために保有している。
倉敷紡績(株)	448,000	83	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)アルペン	48,000	81	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)千趣会	92,000	77	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)三菱ケミカルホールディングス	81,000	47	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)ほくほくファイナンシャルグループ	169,900	41	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
イオン(株)	28,574	34	取引関係の構築、強化のために保有している。

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)ヒマラヤ	23,400	23	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)三越伊勢丹ホールディングス	9,362	14	取引関係の構築、強化のために保有している。
エイチ・ツー・オー リテイリング(株)	4,984	9	取引関係の構築、強化のために保有している。
ゼビオ(株)	2,340	4	取引関係の構築、強化のために保有している。

(注) 開示対象となる上場株式が30銘柄に満たないため、全ての上場銘柄を記載しております。

みなし保有株式

該当事項がないため記載しておりません。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
カシオ計算機(株)	576,900	1,642	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)シマノ	58,100	1,084	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)上組	999,000	1,046	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)チョダ	265,000	1,000	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,019,490	771	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
久光製薬(株)	139,300	710	取引関係の構築、強化のために保有している。
三菱商事(株)	224,500	455	取引関係の構築、強化のために保有している。
丸紅(株)	725,000	453	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)三井住友フィナンシャルグループ	98,189	452	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
(株)みなと銀行	2,148,182	429	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
上新電機(株)	391,000	421	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)みずほフィナンシャルグループ	1,214,062	295	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
(株)ノーリツ	113,500	210	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)山口フィナンシャルグループ	115,000	165	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
帝人(株)	355,253	147	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)アルペン	48,000	96	取引関係の構築、強化のために保有している。
倉敷紡績(株)	448,000	92	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)千趣会	92,000	73	取引関係の構築、強化のために保有している。
イオン(株)	29,586	55	取引関係の構築、強化のために保有している。

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)ほくほくファイナンシャルグループ	169,900	42	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
(株)三菱ケミカルホールディングス	54,000	41	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)ヒマラヤ	23,400	25	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)三越伊勢丹ホールディングス	10,064	15	取引関係の構築、強化のために保有している。
エイチ・ツー・オー リテイリング(株)	5,291	12	取引関係の構築、強化のために保有している。
ゼビオホールディングス(株)	2,340	5	取引関係の構築、強化のために保有している。

(注) 開示対象となる上場株式が30銘柄に満たないため、全ての上場銘柄を記載しております。

みなし保有株式

該当事項がないため記載しておりません。

ハ、保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項がないため記載しておりません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	60	2	73	2
連結子会社	35	—	19	—
計	95	2	93	2

②【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社のうち、以下の子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属する監査法人に対して報酬を支払っております。

区分	支払先
アシックスアメリカコーポレーション	ERNST & YOUNG USA
アシックスヨーロッパB. V.	ERNST & YOUNG NETHERLANDS
アシックスオセアニアPTY. LTD.	ERNST & YOUNG AUSTRALIA
ホグロフスホールディングAB	ERNST & YOUNG SWEDEN
アシックスブラジル ジストゥリブイソン イ コメル シオ ディ アルチーゴス エスポルチーゴス リミタ ーダ	ERNST & YOUNG BRAZIL
アシックスドイツチュラントGmbH	ERNST & YOUNG GERMANY
アシックスイタリアS. p. A.	ERNST & YOUNG ITALY
アシックスフランスS. A. S	ERNST & YOUNG FRANCE
アシックスUKリミテッド	ERNST & YOUNG UK
アシックスカナダコーポレーション	ERNST & YOUNG CANADA
アシックスイベリアS. L.	ERNST & YOUNG SPAIN
アシックススウェーデンA. B.	ERNST & YOUNG SWEDEN
その他	その他のERNST & YOUNG メンバーファーム

(当連結会計年度)

当社の連結子会社のうち、以下の子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属する監査法人に対して報酬を支払っております。

区分	支払先
アシックスアメリカコーポレーション	ERNST & YOUNG USA
アシックスブラジル ジストゥリブイソン イ コメル シオ ディ アルチーゴス エスポルチーゴス リミタ ーダ	ERNST & YOUNG BRAZIL
アシックスヨーロッパB. V.	ERNST & YOUNG NETHERLANDS
アシックスオセアニアPTY. LTD.	ERNST & YOUNG AUSTRALIA
アシックスアジアPTE. LTD.	ERNST & YOUNG SINGAPORE
ホグロフスAB	ERNST & YOUNG SWEDEN
その他	その他のERNST & YOUNG メンバーファーム

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「国際財務報告基準に関する助言業務」を委託しております。

(当連結会計年度)

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「国際財務報告基準に関する助言業務等」を委託しております。

④【監査報酬の決定方針】

当社は、事業の規模・特性、監査時間等を勘案し、監査報酬を決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
- (3) 当社は、平成26年6月19日開催の第60期定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。これに伴い、前連結会計年度及び前事業年度は、平成26年4月1日から平成26年12月31日までの9ヶ月間となっております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	54,887	52,397
受取手形及び売掛金	80,991	75,372
有価証券	2,821	4,264
商品及び製品	99,180	98,224
仕掛品	345	325
原材料及び貯蔵品	886	786
繰延税金資産	5,519	6,443
その他	24,235	26,400
貸倒引当金	△3,898	△3,358
流動資産合計	264,969	260,855
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	36,045	34,061
減価償却累計額	△19,372	△18,945
建物及び構築物（純額）	16,672	15,116
機械装置及び運搬具	5,048	4,379
減価償却累計額	△3,946	△3,397
機械装置及び運搬具（純額）	1,101	982
工具、器具及び備品	21,680	22,284
減価償却累計額	△12,985	△14,304
工具、器具及び備品（純額）	8,694	7,980
土地	9,466	7,348
リース資産	7,240	8,823
減価償却累計額	△2,801	△2,818
リース資産（純額）	4,438	6,005
建設仮勘定	1,734	1,756
有形固定資産合計	42,109	39,189
無形固定資産		
のれん	5,165	4,217
その他	14,424	14,858
無形固定資産合計	19,590	19,075
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 10,534	※1 11,916
長期貸付金	411	148
退職給付に係る資産	522	83
繰延税金資産	995	1,015
その他	※1 17,073	※1 11,570
貸倒引当金	△369	△387
投資その他の資産合計	29,168	24,347
固定資産合計	90,868	82,612
資産合計	355,837	343,467

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	27,263	27,868
短期借入金	15,414	10,279
リース債務	617	708
未払費用	15,842	15,260
未払法人税等	1,915	2,945
未払消費税等	2,013	1,943
繰延税金負債	2,176	2,798
返品調整引当金	594	409
賞与引当金	843	285
資産除去債務	7	2
その他	10,660	20,806
流動負債合計	77,348	83,307
固定負債		
社債	16,000	5,000
新株予約権付社債	30,125	30,095
長期借入金	8,590	5,550
リース債務	4,256	5,853
繰延税金負債	6,074	4,889
退職給付に係る負債	8,241	4,775
資産除去債務	852	1,019
その他	2,408	3,093
固定負債合計	76,547	60,276
負債合計	153,896	143,584
純資産の部		
株主資本		
資本金	23,972	23,972
資本剰余金	17,490	17,490
利益剰余金	134,640	140,454
自己株式	△7,658	△7,667
株主資本合計	168,444	174,249
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,168	4,387
繰延ヘッジ損益	14,645	14,498
在外子会社資産再評価差額金	129	92
為替換算調整勘定	14,547	5,228
退職給付に係る調整累計額	73	△93
その他の包括利益累計額合計	32,564	24,114
新株予約権	35	94
少数株主持分	896	1,424
純資産合計	201,940	199,883
負債純資産合計	355,837	343,467

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
売上高	354,051	428,496
売上原価	199,200	246,370
返品調整引当金戻入額	637	327
返品調整引当金繰入額	300	298
売上総利益	155,187	182,154
販売費及び一般管理費	※1, ※2 124,721	※1, ※2 154,705
営業利益	30,466	27,448
営業外収益		
受取利息	432	518
受取配当金	204	227
為替差益	3,677	—
その他	451	489
営業外収益合計	4,766	1,234
営業外費用		
支払利息	764	970
為替差損	—	4,112
その他	166	1,067
営業外費用合計	930	6,150
経常利益	34,302	22,533
特別利益		
固定資産売却益	25	49
投資有価証券売却益	171	23
特別利益合計	197	73
特別損失		
固定資産売却損	22	84
固定資産除却損	81	100
関係会社株式評価損	41	—
減損損失	※3 172	※3 153
事業構造改革費用	—	※4 5,000
特別損失合計	317	5,337
税金等調整前当期純利益	34,182	17,268
法人税、住民税及び事業税	12,554	8,410
法人税等調整額	△810	△1,469
法人税等合計	11,743	6,941
少数株主損益調整前当期純利益	22,439	10,326
少数株主利益	153	89
当期純利益	22,285	10,237

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	22,439	10,326
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	817	1,219
繰延ヘッジ損益	16,717	△147
在外子会社資産再評価差額金	△64	△36
為替換算調整勘定	5,560	△9,372
退職給付に係る調整額	284	△166
その他の包括利益合計	※ 23,315	※ △8,504
包括利益	45,754	1,822
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	45,512	1,812
少数株主に係る包括利益	241	9

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	23,972	17,490	115,294	△7,652	149,105
会計方針の変更による累積的影響額			222		222
会計方針の変更を反映した当期首残高	23,972	17,490	115,516	△7,652	149,327
当期変動額					
剰余金の配当			△3,227		△3,227
在外子会社資産再評価差額金取崩			64		64
当期純利益			22,285		22,285
自己株式の取得				△6	△6
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	0	19,123	△6	19,116
当期末残高	23,972	17,490	134,640	△7,658	168,444

	その他の包括利益累計額						新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	在外子会社資産再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,350	△2,071	194	9,075	△210	9,338	14	1,109	159,567
会計方針の変更による累積的影響額						—			222
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,350	△2,071	194	9,075	△210	9,338	14	1,109	159,789
当期変動額									
剰余金の配当						—			△3,227
在外子会社資産再評価差額金取崩			△64			△64			—
当期純利益						—			22,285
自己株式の取得						—			△6
自己株式の処分						—			0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	817	16,717	—	5,472	284	23,291	21	△213	23,098
当期変動額合計	817	16,717	△64	5,472	284	23,226	21	△213	42,151
当期末残高	3,168	14,645	129	14,547	73	32,564	35	896	201,940

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	23,972	17,490	134,640	△7,658	168,444
当期変動額					
剰余金の配当			△4,460		△4,460
在外子会社資産再評価差額 金取崩			36		36
当期純利益			10,237		10,237
自己株式の取得				△8	△8
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	0	5,813	△8	5,805
当期末残高	23,972	17,490	140,454	△7,667	174,249

	その他の包括利益累計額						新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	在外子会社 資産再評価 差額金	為替換算調 整勘定	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	3,168	14,645	129	14,547	73	32,564	35	896	201,940
当期変動額									
剰余金の配当						－			△4,460
在外子会社資産再評価差額 金取崩			△36			△36			－
当期純利益						－			10,237
自己株式の取得						－			△8
自己株式の処分						－			0
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	1,219	△147	－	△9,318	△166	△8,413	59	528	△7,825
当期変動額合計	1,219	△147	△36	△9,318	△166	△8,450	59	528	△2,057
当期末残高	4,387	14,498	92	5,228	△93	24,114	94	1,424	199,883

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	34,182	17,268
減価償却費	6,288	7,819
のれん償却額	991	651
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	115	△569
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	569	△2,947
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,205	△521
投資有価証券売却損益 (△は益)	△171	△23
受取利息及び受取配当金	△637	△745
支払利息	764	970
為替差損益 (△は益)	△3,070	523
有形固定資産除売却損益 (△は益)	78	134
事業構造改革費用	—	5,000
その他の損益 (△は益)	141	512
売上債権の増減額 (△は増加)	6,411	2,421
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△12,923	△3,326
その他の資産の増減額 (△は増加)	△3,281	2,469
仕入債務の増減額 (△は減少)	△4,840	1,939
未払消費税等の増減額 (△は減少)	1,039	122
その他の負債の増減額 (△は減少)	431	1,791
小計	24,882	33,489
利息及び配当金の受取額	629	703
利息の支払額	△714	△972
事業構造改革費用の支払額	—	△4,533
法人税等の支払額	△14,077	△10,384
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,720	18,301
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△4,335	△9,767
定期預金の払戻による収入	6,139	8,804
有形固定資産の取得による支出	△7,525	△7,630
有形固定資産の除却による支出	△53	△38
有形固定資産の売却による収入	108	4,703
無形固定資産の取得による支出	△2,248	△3,047
有価証券の純増減額 (△は増加)	△530	△1,434
投資有価証券の取得による支出	△1,035	△31
投資有価証券の売却及び償還による収入	425	315
子会社株式の取得による支出	△684	△2
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	△115
短期貸付金の純増減額 (△は増加)	△21	36
長期貸付けによる支出	△2	△4
長期貸付金の回収による収入	46	36
投資その他の資産の増減額 (△は増加)	△127	△531
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,845	△8,706

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△779	△7,190
長期借入れによる収入	100	—
長期借入金の返済による支出	△357	△747
自己株式の取得による支出	△6	△8
自己株式の売却による収入	0	0
少数株主からの払込みによる収入	—	492
リース債務の返済による支出	△572	△808
配当金の支払額	△3,225	△4,455
少数株主への配当金の支払額	△6	△46
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,847	△12,764
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,389	△1,866
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△2,582	△5,036
現金及び現金同等物の期首残高	53,633	51,051
現金及び現金同等物の期末残高	※1 51,051	※1 46,015

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

前期48社 当期46社

主要な連結子会社の名称

「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。

前連結会計年度に連結子会社でありましたアシックス物流株式会社の全株式を、丸紅株式会社の100%子会社である丸紅ロジスティクス株式会社に平成27年10月1日付で譲渡したため、上記連結子会社の数に含んでおりませんが、株式譲渡までの損益計算書については連結しております。

平成27年11月16日付でホグロフススカンジナビアABを存続会社とする吸収合併によりホグロフスホールディングABを連結の範囲から除いております。また、同日付でホグロフススカンジナビアABからホグロフスABに商号を変更いたしました。

平成27年12月31日付でアシックスコリアコーポレーションを存続会社とする吸収合併により、ホグロフスコリアコーポレーションを連結の範囲から除いております。

当連結会計年度にアシックスヨーロッパB.V.の子会社としてアシックスミドルイーストホールディングB.V.を新たに設立したため、当第4四半期連結会計期間末から連結の範囲に加えております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

亜瑟士商事股份有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数

0社

(2) 持分法を適用した関連会社数

0社

(3) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社のうち主要な会社等の名称

亜瑟士商事股份有限公司

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社はそれぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ただし、債券につきましては、償却原価法

(ロ) デリバティブ取引により生ずる正味の債権及び債務

時価法

(ハ) たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額につきましては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社は、定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）につきましては、定額法

在外連結子会社は、定額法

なお、主要な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物・・・・・・3年～50年

機械装置及び運搬具・・・・・・2年～14年

工具、器具及び備品・・・・・・2年～20年

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

また、企業結合によって資産および負債を時価にて再評価したことにより計上した無形固定資産の主なものには販売権、顧客基盤およびブランドがあり、償却年数は5年～24年であります。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

当社および国内連結子会社は、売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は主として個別判定で計上することにしております。

(ロ) 返品調整引当金

商品及び製品の返品による損失に備えるため、過去における返品実績を基準として計上しております。

(ハ) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異および会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異につきましては、15年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異につきましては、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。なお、一部の連結子会社は発生連結会計年度より費用処理することとしております。

(ハ) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5)重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等につきましては、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引につきましては、特例処理を採用しております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

①ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引）

②ヘッジ対象

為替予約および通貨オプションにつきましては、主に外貨建輸入取引の為替変動リスクを、金利スワップにつきましては、資金調達取引の金利変動リスクをヘッジ対象としております。

(ハ)ヘッジ方針

当社グループは、主に製品の輸入による買入債務等の為替レート変動によるリスクをヘッジする目的で外国為替の実需の範囲内で為替予約取引および通貨オプション取引を行うものとしております。

また、借入金および社債に係る金利の将来の変動に対する有効な管理手段として、金利スワップ取引を行うものとしております。

(ニ)ヘッジ有効性評価の方法

為替予約におきましては、過去の取引実績および今後の取引の実行可能性を総合的に勘案し、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

金利スワップおよび通貨オプションにおきましては、原則として、ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計額とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計額とを比較し、その比率を基礎に判断しておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合につきましては有効性の判定を省略しております。

(6)のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却につきましては、発生年度以降20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

(7)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金および取得日から3か月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(8)その他連結財務諸表作成のための重要な事項

(イ)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)
該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)
- ・「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)
- ・「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成25年9月13日)
- ・「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日)

1. 概要

本会計基準等は、①子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、②取得関連費用の取扱い、③当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更、④暫定的な会計処理の取扱いを中心に改正されたものです。

2. 適用予定日

平成28年12月期の期首より適用予定です。なお、暫定的な会計処理の取扱いについては、平成28年12月期の期首以後実施される企業結合から適用予定です。

3. 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表作成時において財務諸表に与える影響は、現在評価中であります。

- ・「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成27年3月26日)

1. 概要

平成26年1月に改正された米国におけるのれんに関する会計基準への対応、平成25年9月に改正された企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」への対応および退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理の明確化が行われています。

2. 適用予定日

平成28年12月期の期首より適用予定です。

3. 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表作成時において財務諸表に与える影響は、現在評価中であります。

- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成27年12月28日)

1. 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

- ①(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ②(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ③(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ④(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ⑤(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)または(分類3)に該当する場合の取扱い

2. 適用予定日

平成29年12月期の期首より適用予定です。

3. 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表作成時において財務諸表に与える影響は、現在評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券(株式)	100百万円	100百万円
その他(出資金)	66百万円	66百万円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
広告宣伝費	29,006百万円	35,752百万円
支払手数料	15,625百万円	18,838百万円
貸倒引当金繰入額	235百万円	1,926百万円
従業員賃金給料	29,213百万円	35,498百万円
賞与引当金繰入額	776百万円	328百万円
退職給付費用	790百万円	1,051百万円

※2 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
	2,120百万円	3,194百万円

※3 減損損失

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	金額 (百万円)
小売店舗	小売店舗8店 (関東5店、関西2店、四国1店)	リース資産	70
		その他投資	12
遊休資産	北陸	建物及び構築物	88
		工具、器具及び備品	0
合計	—	—	172

当社グループの小売につきましては、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各店舗を基本とした資産のグルーピングを行っております。また、売却予定の資産につきましては、物件ごとにグルーピングしております。

小売店舗につきましては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。正味売却価額は売却見込額により算定しており、売却見込額をゼロと見込んでいる場合には、正味売却価額をゼロとして帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

また、当社グループの遊休資産につきましては、物件ごとにグルーピングしております。

遊休資産につきましては、将来の用途が定まっていないことから、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。正味売却価額は売却見込額により算定しており、当該資産の場合には備忘価額としております。

なお、リース資産につきましては、未経過リース料を基に帳簿価額を算定しております。

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	金額 (百万円)
小売店舗	小売店舗4店 (関東1店、欧州3店)	工具、器具及び備品	83
		リース資産	10
		その他投資	0
工場用地	九州	土地	57
合計	—	—	153

当社グループの小売につきましては、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各店舗を基本とした資産のグルーピングを行っております。また、売却予定の資産につきましては、物件ごとにグルーピングしております。

小売店舗につきましては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。正味売却価額は売却見込額により算定しており、売却見込額をゼロと見込んでいる場合には、正味売却価額をゼロとして帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

工場用地につきましては、譲渡予定資産であり、譲渡価額が帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。正味売却価額は譲渡見込額により算定しております。

なお、リース資産につきましては、未経過リース料を基に帳簿価額を算定しております。

※4 事業構造改革費用

国内事業の構造改革の施策のひとつである特別転進支援プログラムに伴う退職特別加算金等であります。

(連結包括利益計算書関係)

※その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	1,411百万円	1,675百万円
組替調整額	△171	△23
税効果調整前	1,239	1,651
税効果額	△422	△432
その他有価証券評価差額金	817	1,219
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	22,402	△1,751
組替調整額	685	779
税効果調整前	23,087	△971
税効果額	△6,369	824
繰延ヘッジ損益	16,717	△147
在外子会社資産再評価差額金：		
在外子会社資産再評価差額金	△64	△36
為替換算調整勘定：		
当期発生額	5,560	△9,347
組替調整額	-	△25
税効果調整前	5,560	△9,372
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	5,560	△9,372
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	236	△360
組替調整額	182	99
税効果調整前	419	△260
税効果額	△135	94
退職給付に係る調整額	284	△166
その他の包括利益合計	23,315	△8,504

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	199,962,991	—	—	199,962,991
合計	199,962,991	—	—	199,962,991
自己株式				
普通株式	10,137,988	2,837	30	10,140,795
合計	10,137,988	2,837	30	10,140,795

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,837株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少30株は、単元未満株式の売渡請求による減少であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目 的となる株式の 種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株 予約権	—	—	—	—	—	35
合計		—	—	—	—	—	35

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月19日定時 株主総会	普通株式	3,227	17	平成26年3月31日	平成26年6月20日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年3月27日 定時株主総会	普通株式	4,460	利益剰余金	23.5	平成26年12月31日	平成27年3月30日

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	199,962,991	—	—	199,962,991
合計	199,962,991	—	—	199,962,991
自己株式				
普通株式	10,140,795	2,807	30	10,143,572
合計	10,140,795	2,807	30	10,143,572

（注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,807株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少30株は、単元未満株式の売渡請求による減少であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目 的となる株式の 種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株 予約権	—	—	—	—	—	94
合計		—	—	—	—	—	94

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成27年3月27日定時 株主総会	普通株式	4,460	23.5	平成26年12月31日	平成27年3月30日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年3月25日 定時株主総会	普通株式	4,460	利益剰余金	23.5	平成27年12月31日	平成28年3月28日

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
現金及び預金勘定	54,887百万円	52,397百万円
有価証券勘定に含まれるMMF	137百万円	138百万円
預入れ期間が3か月を超える 定期預金等	△3,974百万円	△6,520百万円
現金及び現金同等物	51,051百万円	46,015百万円

2 重要な非資金取引の内容

(1) ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産の額	838百万円	2,503百万円
ファイナンス・リース取引に係る 債務の額	875百万円	2,556百万円

(2) 資産除去債務に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
資産除去債務に係る資産の額	77百万円	210百万円
資産除去債務に係る債務の額	87百万円	226百万円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、配送センターの土地および建物であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
1年以内	5,166百万円	6,037百万円
1年超	27,164百万円	31,105百万円
合計	32,331百万円	37,143百万円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社および当社グループは、資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクを有しております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクを有しておりますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクを有しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが４ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものにつきましては、為替の変動リスクを有しておりますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

借入金、社債および新株予約権付社債は、主に運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日および償還日は決算日後５年以内であります。このうち一部は、金利の変動リスクを有しておりますが、金利スワップ取引を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、主に製品の輸入による買入債務等の為替レート変動によるリスクをヘッジする目的で、外国為替の実需の範囲内で為替予約取引等を行うものとしております。

また、借入金および社債に係る金利の将来の変動に対する有効な管理手段として、金利スワップ取引を行うものとしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等につきましては、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「４．会計処理基準に関する事項（５）重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社および当社グループは、営業債権につきまして、各販売部門における管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

運用目的の債券は、取引権限等を定めた「職務権限規程」において定められた権限の中で決裁を得るものとしており、且つ格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

当社および当社グループのデリバティブ取引の相手先は、信用度の高い国際的な金融機関等に限られており、相手方の債務不履行によるリスクはほとんどないものと判断しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社および当社グループは、デリバティブ取引に関して、「デリバティブ取引管理基準」、取引権限等を定めた「職務権限規程」を社内規程として整備し、運用しております。

取引の実行および管理につきましては、これらの社内規程に基づき、経理財務部門にて行っておりますが、実行担当者と管理担当者を分離し、取引内容、取引残高および運用の管理を行っております。

また取引の内容等につきましては、適宜担当執行役員より常務会に報告されております。

有価証券及び投資有価証券につきましては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

なお、一部の連結子会社におけるデリバティブ取引、有価証券及び投資有価証券につきましては、「職務権限規程」に基づく決裁により取引を実行しており、あわせて管理部門において定期的な管理・報告がなされております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社および当社グループは、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定におきましては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等につきましては、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額につきましては、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。詳細につきましては、「(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品」をご参照ください。

前連結会計年度（平成26年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	54,887	54,887	—
(2) 受取手形及び売掛金	80,991		
貸倒引当金 (*1)	△3,898		
	77,092	77,092	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	13,084	13,084	—
資産計	145,064	145,064	—
(1) 支払手形及び買掛金	27,263	27,263	—
(2) 短期借入金	15,414	15,414	—
(3) 社債	16,000	16,182	182
(4) 新株予約権付社債	30,125	36,481	6,356
(5) 長期借入金	8,590	8,564	△25
負債計	97,392	103,906	6,513
デリバティブ取引 (*2)	20,976	20,976	—

(*1) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目につきましては、() で表示しております。

当連結会計年度（平成27年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	52,397	52,397	—
(2) 受取手形及び売掛金	75,372		
貸倒引当金（*1）	△3,358		
	72,014	72,014	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	15,909	15,909	—
資産計	140,321	140,321	—
(1) 支払手形及び買掛金	27,868	27,868	—
(2) 短期借入金	10,279	10,279	—
(3) 社債	5,000	5,041	41
(4) 新株予約権付社債	30,095	34,865	4,770
(5) 長期借入金	5,550	5,560	10
負債計	78,793	83,615	4,822
デリバティブ取引(*2)	19,851	19,851	—

（*1）受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目につきましては、（ ）で表示しております。

（注） 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価につきましては、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

当社の発行する社債の時価につきましては、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法を採用しております。

(4) 新株予約権付社債

これらの時価につきましては、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価につきましては、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法を採用しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
非上場株式	169	169

これらにつきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (平成26年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	54,887	—	—	—
受取手形及び売掛金	80,991	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券のうち満期 があるもの				
1. 債券				
(1) 社債	—	—	90	—
(2) その他	—	—	—	—
2. その他	500	—	—	—
合計	136,379	—	90	—

当連結会計年度 (平成27年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	52,397	—	—	—
受取手形及び売掛金	75,372	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券のうち満期 があるもの				
1. 債券				
(1) 社債	—	—	90	—
(2) その他	—	—	—	—
2. その他	—	—	—	—
合計	127,769	—	90	—

(注) 4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (平成26年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	15,414	—	—	—	—	—
社債	—	11,000	5,000	—	—	—
新株予約権付社債	—	—	—	—	30,000	—
長期借入金	—	3,040	1,550	4,000	—	—
リース債務	617	528	407	268	161	2,889
合計	16,031	14,569	6,957	4,268	30,161	2,889

当連結会計年度 (平成27年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	10,279	—	—	—	—	—
社債	11,000	5,000	—	—	—	—
新株予約権付社債	—	—	—	30,000	—	—
長期借入金	—	1,550	4,000	—	—	—
リース債務	708	603	475	380	307	4,086
合計	21,988	7,153	4,475	30,380	307	4,086

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (平成26年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	9,107	5,159	3,948
	(2) 債券			
	社債	91	90	1
	(3) その他	2,210	1,619	590
	小計	11,409	6,869	4,540
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	80	85	△5
	(2) 債券			
	社債	—	—	—
	(3) その他	1,594	1,594	—
	小計	1,674	1,679	△5
合計		13,084	8,549	4,535

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額169百万円) につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度 (平成27年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	10,786	5,202	5,584
	(2) 債券			
	社債	90	90	0
	(3) その他	3,522	2,920	602
	小計	14,399	8,212	6,187
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	0	0	△0
	(2) 債券			
	社債	—	—	—
	(3) その他	1,509	1,509	—
	小計	1,509	1,509	△0
合計		15,909	9,722	6,187

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額169百万円) につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	316	171	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	316	171	—

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	97	23	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	200	—	—
合計	297	23	—

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度（平成26年12月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	22	—	2	2
	中国元	21	—	2	2
合計		44	—	5	5

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

当連結会計年度（平成27年12月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	176	—	1	1
	売建				
	米ドル	12,081	—	68	68
	直物為替先渡取引(NDF)				
	売建				
	ブラジルレアル	12,054	—	261	261
合計		24,311	—	331	331

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度（平成26年12月31日）

該当事項がないため、記載しておりません。

当連結会計年度（平成27年12月31日）

該当事項がないため、記載しておりません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度（平成26年12月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨オプション取引				
	売建				
	米ドル	買掛金（予定取引）	1,925	825	122
	ユーロ	売掛金（予定取引）	204	—	0
	ボンド	売掛金（予定取引）	124	—	—
	買建				
	米ドル	買掛金（予定取引）	1,925	825	188
	ユーロ	売掛金（予定取引）	272	—	△16
	ボンド	売掛金（予定取引）	127	—	△20
	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金（予定取引）	13	—	△0
	ユーロ	売掛金（予定取引）	2,571	—	△121
	ボンド	売掛金（予定取引）	11,676	4,863	△937
	日本円	売掛金（予定取引）	502	—	1
為替予約等の振当処理	ノルウェークローネ	売掛金（予定取引）	940	—	44
	デンマーククローネ	売掛金（予定取引）	691	—	△18
	買建				
	米ドル	買掛金（予定取引）	175,351	86,485	21,730
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金	118	—	(*)
為替予約等の振当処理	買建				
	米ドル	買掛金	874	—	(*)
合計			197,320	92,999	20,970

(*) 振当処理の要件を満たしている為替予約につきましては、振当処理されている売掛金および買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金および買掛金に含めて注記しております。

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

当連結会計年度（平成27年12月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金（予定取引）	181	—	4
	ユーロ	売掛金（予定取引）	1,872	—	21
	ポンド	売掛金（予定取引）	16,079	8,730	△702
	日本円	売掛金（予定取引）	91	—	1
	ノルウェークローネ	売掛金（予定取引）	419	—	28
	デンマーククローネ	売掛金（予定取引）	288	—	5
	買建				
	米ドル	買掛金（予定取引）	191,799	103,279	20,161
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金	185	—	(*)
	買建				
	米ドル	買掛金	1,209	—	(*)
合計			212,127	112,009	19,520

(*)振当処理の要件を満たしている為替予約につきましては、振当処理されている売掛金および買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金および買掛金に含めて注記しております。

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度（平成26年12月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引				
	支払固定・受取変動	長期借入金	2,400	2,400	(*)
合計			2,400	2,400	—

(*)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて注記しております。

当連結会計年度（平成27年12月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引				
	支払固定・受取変動	長期借入金	2,400	2,400	(*)
合計			2,400	2,400	—

(*)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて注記しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、規約型企業年金制度、退職一時金制度を設けております。

また、一部の連結子会社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設け、或いは中小企業退職金共済制度に加入しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

退職給付債務の期首残高

退職給付債務の期首残高（百万円）	14,992
会計方針の変更に伴う累積的影響額（百万円）	△345
会計方針の変更を反映した期首残高（百万円）	14,647
勤務費用（百万円）	699
利息費用（百万円）	115
数理計算上の差異の発生額（百万円）	46
退職給付の支払額（百万円）	△201
その他（百万円）	38
退職給付債務の期末残高（百万円）	15,344

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

年金資産の期首残高

年金資産の期首残高（百万円）	8,739
期待運用収益（百万円）	137
数理計算上の差異の発生額（百万円）	279
事業主からの拠出額（百万円）	242
退職給付の支払額（百万円）	△142
その他（百万円）	34
年金資産の期末残高（百万円）	9,291

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高（百万円）	1,568
退職給付費用（百万円）	164
退職給付の支払額（百万円）	△39
その他（百万円）	△50
退職給付に係る負債の期末残高（百万円）	1,642

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務（百万円）	17,463
年金資産（百万円）	△10,162
非積立型制度の退職給付債務（百万円）	416
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額（百万円）	7,718
退職給付に係る負債（百万円）	8,241
退職給付に係る資産（百万円）	△522
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額（百万円）	7,718

（注）簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用（百万円）	699
利息費用（百万円）	115
期待運用収益（百万円）	△137
会計基準変更時差異の費用処理額（百万円）	161
数理計算上の差異の費用処理額（百万円）	21
簡便法で計算した退職給付費用（百万円）	164
確定給付制度に係る退職給付費用（百万円）	1,025

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

会計基準変更時差異（百万円）	161
数理計算上の差異（百万円）	21
合計（百万円）	182

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

会計基準変更時差異の未処理額（百万円）	53
未認識数理計算上の差異（百万円）	△177
合計（百万円）	△123

(8) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	55%
株式	10%
現金及び預金	4%
一般勘定	28%
その他	3%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	0.9%～3.2%
長期期待運用収益率	2.0%～2.7%

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、796百万円であります。

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、規約型企業年金制度、退職一時金制度を設けております。なお、当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しております。

また、一部の連結子会社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設け、或いは中小企業退職金共済制度に加入しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

退職給付債務の期首残高

退職給付債務の期首残高（百万円）	15,344
勤務費用（百万円）	835
利息費用（百万円）	141
数理計算上の差異の発生額（百万円）	173
退職給付の支払額（百万円）	△1,903
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額（百万円）	△1,970
その他（百万円）	△23
退職給付債務の期末残高（百万円）	12,597

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

年金資産の期首残高

年金資産の期首残高（百万円）	9,291
期待運用収益（百万円）	189
数理計算上の差異の発生額（百万円）	△226
事業主からの拠出額（百万円）	290
退職給付の支払額（百万円）	△643
その他（百万円）	△21
年金資産の期末残高（百万円）	8,879

（3）簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高（百万円）	1,642
退職給付費用（百万円）	165
退職給付の支払額（百万円）	△377
子会社連結除外に伴う減少額	△338
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額（百万円）	△66
その他（百万円）	△52
退職給付に係る負債の期末残高（百万円）	973

（4）退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務（百万円）	13,483
年金資産（百万円）	△9,244
非積立型制度の退職給付債務（百万円）	452
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額（百万円）	4,691
退職給付に係る負債（百万円）	4,775
退職給付に係る資産（百万円）	△83
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額（百万円）	4,691

（注）簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用（百万円）	835
利息費用（百万円）	141
期待運用収益（百万円）	△189
会計基準変更時差異の費用処理額（百万円）	53
数理計算上の差異の費用処理額（百万円）	46
簡便法で計算した退職給付費用（百万円）	165
確定給付制度に係る退職給付費用（百万円）	1,053

（注）上記の他、当連結会計年度に事業構造改革費用として4,577百万円を特別損失に計上しております。

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

会計基準変更時差異（百万円）	53
数理計算上の差異（百万円）	46
合計（百万円）	99

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異（百万円）	137
------------------	-----

(8) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	57%
株式	12%
現金及び預金	3%
一般勘定	25%
その他	3%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	0.9%～2.9%
長期期待運用収益率	1.3%～2.0%

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、830百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	21百万円	59百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成25年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）7名 当社執行役員（所得税法上の居住者のみ）5名
株式の種類及び付与数	普通株式 37,200株
付与日	平成25年8月6日
権利確定条件	①新株予約権者が当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失したときは、任期満了による退任その他当社が認める正当な事由により当該地位を喪失した場合であって、喪失した日の翌日から5年経過するまでの間に限り、当該新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権の行使期間内に限ります。 ②新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。 ③その他の条件については、当社と新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途定めます。
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	平成28年8月7日から平成55年8月6日まで

	平成26年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）7名 当社執行役員（所得税法上の居住者のみ）6名
株式の種類及び付与数	普通株式 26,500株
付与日	平成26年8月8日
権利確定条件	①新株予約権者が当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失したときは、任期満了による退任その他当社が認める正当な事由により当該地位を喪失した場合であって、喪失した日の翌日から5年経過するまでの間に限り、当該新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権の行使期間内に限ります。 ②新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。 ③その他の条件については、当社と新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途定めます。
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	平成29年8月9日から平成56年8月8日まで

	平成27年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 5名 当社従業員 6名 子会社取締役 3名 子会社従業員 2名
株式の種類及び付与数	普通株式 23,700株
付与日	平成27年5月12日
権利確定条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	平成30年5月13日から平成57年5月12日まで

（２）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成27年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	34,700	25,100	—
付与	—	—	23,700
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	34,700	25,100	23,700
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

②単価情報

	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
権利行使価格（円）	1	1	1
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な 評価単価（円）	1,707	2,135	3,008

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	41.669%
予想残存期間	(注) 2	7.7年
予想配当	(注) 3	23.5円
無リスク利子率	(注) 4	0.309%

(注) 1. 7.7年間（平成19年8月10日から平成27年5月12日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3. 平成26年12月期の配当実績によります。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
繰延税金資産		
たな卸資産	3,793百万円	3,495百万円
貸倒引当金	1,104	1,396
賞与引当金	574	243
退職給付に係る負債	2,785	1,869
繰越欠損金	771	2,949
その他	2,809	3,457
繰延税金資産小計	11,838	13,410
評価性引当額	△2,139	△3,260
繰延税金資産合計	9,699	10,150
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,125	1,559
連結子会社の時価評価差額	2,411	1,909
繰延ヘッジ損益	5,989	5,245
その他	1,908	1,664
繰延税金負債合計	11,434	10,378
差引：繰延税金負債純額	1,735	228
繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の科目に含まれております。		
流動資産－繰延税金資産	5,519	6,443
固定資産－繰延税金資産	995	1,015
流動負債－繰延税金負債	2,176	2,798
固定負債－繰延税金負債	6,074	4,889

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、繰延税金資産にて独立掲記しておりました「繰延ヘッジ損益」は、継続して重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において、「繰延ヘッジ損益」に表示しておりました267百万円は、「その他」として組替えております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
法定実効税率	—	35.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△0.2
評価性引当額の増減	—	9.4
連結子会社税率相違	—	△11.8
在外子会社税制差異	—	4.7
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	1.1
その他	—	1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	40.2

(注) 前連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年1月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年1月1日から平成28年12月31日までのものは33.0%、平成29年1月1日以降のものについては32.2%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が51百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が181百万円、その他有価証券評価差額金額が167百万円、繰延ヘッジ損益が64百万円それぞれ増加しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

国内の事業所および直営店の一部につきましては、不動産賃貸借契約における原状回復義務に基づく費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。また、国内の事業所の一部につきましては、「石綿障害予防規則」に基づき、当該法令に定める範囲の処理に要する費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。海外の事業所および直営店の一部につきましては、賃借物件の退去時に発生する原状回復に係る費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

国内の事業所および直営店の一部の不動産賃貸借契約における原状回復義務につきましては、使用見込期間を取得から5～41年と見積り、割引率は0.035%～1.397%を採用して資産除去債務の金額を計算しております。また、国内の事業所の一部の「石綿障害予防規則」における当該法令に定める範囲の処理に要する費用につきましては、使用見込期間を取得から2年～35年と見積り、割引率は0.156%～2.301%を採用して資産除去債務の金額を計算しております。海外の事業所および直営店の一部における原状回復に係る費用につきましては、使用見込期間を取得から5～17年と見積り、割引率は1.733%～5.5%を採用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
期首残高	804百万円	859百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	77	210
時の経過による調整額	10	16
資産除去債務の履行による減少額	△53	△60
その他増減額（△は減少）	21	△3
期末残高	859	1,022

（賃貸等不動産関係）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営執行会議が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、世界本社として主に経営管理および商品開発を行っております。

当社グループは、主にスポーツ用品等を製造販売しており、国内においてはアシックスジャパン株式会社、アシックス販売株式会社、その他の国内法人が、海外においては米州・欧州・中近東・アフリカ、オセアニア/東南・南アジア、東アジアの各地域をアシックスアメリカコーポレーション、アシックスヨーロッパB.V.、アシックスオセアニアPTY.LTD.、その他の現地法人が、それぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

「日本地域」、「米州地域」、「欧州地域」、「オセアニア/東南・南アジア地域」、「東アジア地域」は、主にスポーツ用品等を販売しており、「その他事業」は、ホグロフスブランドのアウトドア用品を製造および販売しております。

なお、平成27年1月1日付でアシックスインディアPRIVATE LIMITEDはマーケティング会社から販売会社へ事業形態を変更いたしました。これに伴い、従来調整額に含まれていたアシックスインディアPRIVATE LIMITEDの業績を「オセアニア/東南・南アジア地域」に移行させております。

前連結会計年度のセグメント情報は、上記事業形態変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：百万円）

	日本地域	米州地域	欧州地域	オセアニア ／東南・南ア ジア地域	東アジア 地域	その他事業	合計	調整額 (注) 1	連結 財務諸表 計上額 (注) 2
売上高									
(1) 外部顧客への 売上高	68,307	118,878	104,784	18,506	31,491	11,813	353,782	269	354,051
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	14,268	0	6	90	3	9	14,378	(14,378)	—
計	82,575	118,879	104,791	18,597	31,494	11,822	368,160	(14,108)	354,051
セグメント利益 又は損失	(714)	10,935	8,652	3,219	2,328	(821)	23,598	6,867	30,466
セグメント資産	88,940	87,674	87,479	16,914	15,907	20,890	317,806	38,031	355,837
その他の項目									
減価償却費	1,085	1,355	1,788	289	178	663	5,360	927	6,288
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加額	272	2,949	2,463	506	204	102	6,499	2,770	9,270

(注) 1. (1) セグメント売上高の調整額は、報告セグメントに含まれない会社の売上高を含んでおりますが、主にセグメント間調整によるものであります。

(2) セグメント利益又は損失の調整額は、報告セグメントに含まれない会社の利益又は損失を含んでおりますが、主にセグメント間調整によるものであります。

(3) セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産およびセグメント間債権債務消去等によるものであります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（単位：百万円）

	日本地域	米州地域	欧州地域	オセアニア ／東南・南ア ジア地域	東アジア 地域	その他事業	合計	調整額 (注) 1	連結 財務諸表 計上額 (注) 2
売上高									
(1) 外部顧客への 売上高	100,645	136,103	116,016	22,451	41,880	11,170	428,268	227	428,496
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	22,139	0	6	20	64	5	22,237	(22,237)	—
計	122,785	136,103	116,022	22,472	41,945	11,176	450,506	(22,010)	428,496
セグメント利益 又は損失	2,291	1,499	10,939	3,572	4,642	(666)	22,278	5,170	27,448
セグメント資産	75,999	80,616	93,318	17,119	19,771	17,790	304,615	38,852	343,467
その他の項目									
減価償却費	1,304	1,713	2,124	380	235	619	6,378	1,441	7,819
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加額	824	2,551	2,479	427	389	149	6,822	3,756	10,578

(注) 1. (1) セグメント売上高の調整額は、報告セグメントに含まれない会社の売上高を含んでおりますが、主にセグメント間調整によるものであります。

(2) セグメント利益又は損失の調整額は、報告セグメントに含まれない会社の利益又は損失を含んでおりますが、主にセグメント間調整によるものであります。

(3) セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産およびセグメント間債権債務消去等によるものであります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、製品の種類、性質、製造方法および販売市場等の類似性から判断して、同種・同系列のスポーツ用品を専ら製造販売しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

（単位：百万円）

日本	米州	欧州	東アジア	その他	合計
68,990	119,016	110,932	32,514	22,597	354,051

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（2）有形固定資産

（単位：百万円）

日本	米州	欧州	その他	合計
25,696	8,801	5,610	2,000	42,109

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、製品の種類、性質、製造方法および販売市場等の類似性から判断して、同種・同系列のスポーツ用品を専ら製造販売しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

（単位：百万円）

日本	米州	欧州	東アジア	その他	合計
101,226	136,244	119,312	42,999	28,713	428,496

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（2）有形固定資産

（単位：百万円）

日本	米州	欧州	その他	合計
21,019	10,578	5,656	1,935	39,189

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：百万円）

	日本地域	米州地域	欧州地域	オセアニア ／東南・南ア ジア地域	東アジア 地域	その他事業	合計	調整額	連結財務諸表 計上額
減損損失	88	—	—	—	—	—	88	84	172

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（単位：百万円）

	日本地域	米州地域	欧州地域	オセアニア ／東南・南ア ジア地域	東アジア 地域	その他事業	合計	調整額	連結財務諸表 計上額
減損損失	11	—	83	—	—	—	95	57	153

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：百万円）

	日本地域	米州地域	欧州地域	オセアニア ／東南・南ア ジア地域	東アジア 地域	その他事業	合計	調整額	連結財務諸表 計上額
当期償却額	144	213	133	—	236	265	993	—	993
当期末残高	775	287	—	—	—	4,102	5,165	—	5,165

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（単位：百万円）

	日本地域	米州地域	欧州地域	オセアニア ／東南・南ア ジア地域	東アジア 地域	その他事業	合計	調整額	連結財務諸表 計上額
当期償却額	192	210	—	0	—	247	651	—	651
当期末残高	583	48	—	—	—	3,585	4,217	—	4,217

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

重要性がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項がないため記載しておりません。

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項がないため記載しておりません。

（1株当たり情報）

1株当たり当期純利益金額および算定上の基礎ならびに潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
1株当たり純資産額	1,058.94円	1,045.02円
1株当たり当期純利益金額	117.40円	53.93円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	110.91円	50.88円

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
(1) 1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額（百万円）	22,285	10,237
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（百万円）	22,285	10,237
期中平均株式数（千株）	189,823	189,820
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額（百万円）	△14	△19
（うちその他営業外収益（税額相当分控除後（百万円））	(△14)	(△19)
普通株式増加数（千株）	10,979	11,001
（うち新株予約権付社債（千株））	(10,948)	(10,948)
（うち新株予約権（千株））	(30)	(52)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

(株式取得による会社の買収)

米国FitnessKeeper, Inc. の株式の取得 (子会社化) について

当社は、平成28年2月12日開催の取締役会において、米国FitnessKeeper, Inc. (以下、「FitnessKeeper社」) の全株式を取得し、子会社化することを決議いたしました。また、平成28年3月3日付で同社を子会社化いたしました。

(1) 株式取得の目的

2008年に設立されたFitnessKeeper社は、スマートフォン端末のGPSにより、ランニングをはじめ、ウォーキング、サイクリングなどの運動を追跡・記録するフィットネス・トラッキング・アプリ「Runkeeper」を運用しております。「Runkeeper」は、米国を中心に全世界で3,300万人を超える登録会員を有するフィットネス・トラッキング・アプリの世界的リーダーとして、運動中の走行距離・ペースの通知や運動記録の管理・分析機能によりユーザーの目標達成を可視化することを通じて、スポーツをより一層楽しむことに貢献しております。

今後、消費者の健康志向の高まりに加え、スマートフォン市場の世界的な成長及びウェアラブル技術の進歩により、フィットネス・トラッキング・アプリ市場の更なる拡大が見込まれます。その中で、「Runkeeper」のグローバル市場で高い認知度を有するブランド及び世界に広がるユーザー層を取り込み、当社の技術とものづくりとの統合により、継続的に企業価値を向上させることが出来ると判断し、今般当社は買収を決定いたしました。

(2) 株式取得の相手の名称

Jason Jacobs, OATV II, LP.、Spark Capital III, L.P.、Revolution Ventures II, LP

(3) 買収する会社の名称

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| ① 名称 | FitnessKeeper, Inc. |
| ② 所在地 | 60 Canal Street Boston, MA 02114, USA |
| ③ 代表者の役職・氏名 | Jason Jacobs (CEO) |
| ④ 事業内容 | フィットネス・トラッキング・アプリの運用 |
| ⑤ 資本金 | 14,515千米ドル (平成26年12月期) |
| ⑥ 設立 | 2008年6月 |

(4) 株式取得の時期

平成28年3月3日

(5) 取得する株式の数、取得価額および取得後の持分比率

① 異動前の所有株式数	0株 (所有割合 : 0%)
② 取得株式数	普通株式 4,453,471株 (既存株主からの取得株数) 優先株式 5,863,830株 (既存株主からの取得株数)
③ 取得価額	約85百万米ドル (約102億円)
④ 異動後の所有株式数	普通株式 4,453,471株 (既存株主からの取得株数) 優先株式 5,863,830株 (既存株主からの取得株数) (所有割合 : 100%)

※ 上記の円表記は、1米ドル=120円で計算しております。

(6) 資金の調達方法

取得資金につきましては、自己資金にて充当しました。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)アシックス	第7回 無担保社債	平成21年3月25日	5,000	5,000 (5,000)	1.35	無担保社債	平成28年3月25日
(株)アシックス	第8回 無担保社債	平成21年3月25日	3,000	3,000 (3,000)	1.32	無担保社債	平成28年3月25日
(株)アシックス	第9回 無担保社債	平成21年3月25日	3,000	3,000 (3,000)	1.45	無担保社債	平成28年3月25日
(株)アシックス	第10回 無担保社債	平成22年8月17日	2,000	2,000	0.85	無担保社債	平成29年8月17日
(株)アシックス	第11回 無担保社債	平成22年8月17日	1,500	1,500	0.94	無担保社債	平成29年8月17日
(株)アシックス	第12回 無担保社債	平成22年8月17日	1,500	1,500	0.91	無担保社債	平成29年8月17日
(株)アシックス	2019年満期ユーロ円建 取得条項付転換社債型 新株予約権付社債 (注) 2	平成26年3月3日 (ロンドン時間)	30,125	30,095 (11,000)	0.00	無担保社債	平成31年3月1日
合計	—	—	46,125	46,095 (11,000)	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 新株予約権付社債に関する記載は以下のとおりであります。

銘柄	2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型 新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償
株式の発行価格(円)	2,731.3
発行価額の総額(百万円)	30,150
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額 (百万円)	—
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	自 平成26年3月17日 至 平成31年2月15日 (行使請求受付場所現地時間)

(注) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。

3. 連結決算日後5年における1年ごとの償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
11,000	5,000	—	30,000	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%) (注) 1, 2	返済期限
短期借入金	14,667	7,239	1.2	—
1年以内に返済予定の長期借入金	746	3,040	2.9	—
1年以内に返済予定のリース債務	617	708	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)(注) 3	8,590	5,550	0.5	平成29年～平成30年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)(注) 3	4,256	5,853	—	平成29年～平成43年
其他有利子負債	—	—	—	—
合計	28,878	22,391	—	—

(注) 1. 「平均利率」につきましては、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率につきましては、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金およびリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,550	4,000	—	—
リース債務	603	475	380	307

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首および当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首および当該連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	117,445	221,658	336,807	428,496
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	12,153	19,919	22,625	17,268
四半期(当期)純利益金額(百万円)	8,515	14,527	15,201	10,237
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	44.86	76.53	80.08	53.93

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額(△)(円)	44.86	31.67	3.55	△26.15

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	23,484	21,199
売掛金	5,008	5,326
有価証券	1,245	2,754
仕掛品	1	0
原材料及び貯蔵品	200	186
前渡金	0	-
前払費用	274	458
繰延税金資産	268	115
関係会社短期貸付金	12,032	24,744
未収入金	10,272	9,668
その他	32	303
貸倒引当金	-	△0
流動資産合計	52,820	64,758
固定資産		
有形固定資産		
建物	11,598	9,226
構築物	492	445
機械装置及び運搬具	108	103
工具、器具及び備品	626	637
土地	7,612	5,492
リース資産	459	354
建設仮勘定	18	67
有形固定資産合計	20,916	16,326
無形固定資産		
借地権	48	48
商標権	0	3
ソフトウェア	1,437	1,897
リース資産	48	73
その他	902	2,531
無形固定資産合計	2,437	4,554
投資その他の資産		
投資有価証券	9,621	10,744
関係会社株式	40,148	39,783
出資金	27	27
関係会社出資金	4,050	4,050
従業員に対する長期貸付金	8	6
関係会社長期貸付金	6,629	602
破産更生債権等	56	56
長期前払費用	93	87
長期預金	2,000	-
敷金及び保証金	79	97
前払年金費用	262	156
繰延税金資産	449	-
その他	88	107
貸倒引当金	△123	△132
投資その他の資産合計	63,393	55,587
固定資産合計	86,747	76,469
資産合計	139,568	141,227

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	15	7
買掛金	687	310
短期借入金	250	250
1年内返済予定の長期借入金	500	450
1年内償還予定の社債	-	11,000
リース債務	232	186
未払金	2,320	1,954
未払費用	3,772	3,376
未払法人税等	363	-
未払消費税等	-	181
預り金	7,943	9,371
設備関係支払手形	-	3
流動負債合計	16,085	27,091
固定負債		
社債	16,000	5,000
新株予約権付社債	30,125	30,095
長期借入金	6,000	5,550
リース債務	297	261
繰延税金負債	-	436
退職給付引当金	6,003	3,267
資産除去債務	135	151
その他	20	809
固定負債合計	58,581	45,571
負債合計	74,667	72,663
純資産の部		
株主資本		
資本金	23,972	23,972
資本剰余金		
資本準備金	6,000	6,000
その他資本剰余金	646	646
資本剰余金合計	6,646	6,646
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	8,000	8,000
圧縮積立金	1,307	1,360
繰越利益剰余金	29,301	31,827
利益剰余金合計	38,609	41,187
自己株式	△7,467	△7,476
株主資本合計	61,760	64,330
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,104	4,139
評価・換算差額等合計	3,104	4,139
新株予約権	35	94
純資産合計	64,901	68,564
負債純資産合計	139,568	141,227

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
営業収益		
営業収益		
ロイヤルティ収入等	※1 18,845	※1 28,230
その他の営業収入等	※1 207	※1 274
営業収益合計	19,052	28,504
営業費用	※2 16,540	※2 24,040
営業利益	2,512	4,464
営業外収益		
受取利息	202	333
受取配当金	2,322	5,922
受取賃貸料	258	344
為替差益	3,406	-
その他	785	870
営業外収益合計	6,975	7,471
営業外費用		
支払利息	40	53
社債利息	184	245
為替差損	-	316
賃貸収入原価	248	371
その他	15	27
営業外費用合計	489	1,014
経常利益	8,998	10,920
特別利益		
固定資産売却益	-	30
投資有価証券売却益	115	23
特別利益合計	115	54
特別損失		
固定資産除却損	19	23
関係会社株式売却損	-	234
減損損失	84	-
事業構造改革費用	-	※3 2,772
特別損失合計	103	3,030
税引前当期純利益	9,010	7,944
法人税、住民税及び事業税	2,022	232
法人税等調整額	343	673
法人税等合計	2,365	905
当期純利益	6,644	7,038

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金			利益剰余 金合計		
					別途積立金	圧縮積立金	繰越利益剰 余金			
当期首残高	23, 972	6, 000	646	6, 646	8, 000	1, 320	25, 776	35, 096	△7, 461	58, 254
会計方針の変更による累積的 影響額							95	95		95
会計方針の変更を反映した当期 首残高	23, 972	6, 000	646	6, 646	8, 000	1, 320	25, 871	35, 192	△7, 461	58, 350
当期変動額										
圧縮積立金の取崩				-		△12	12	-		-
剰余金の配当				-			△3, 227	△3, 227		△3, 227
当期純利益				-			6, 644	6, 644		6, 644
自己株式の取得				-				-	△6	△6
自己株式の処分			0	0				-	0	0
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）				-				-		-
当期変動額合計	-	-	0	0	-	△12	3, 429	3, 417	△6	3, 410
当期末残高	23, 972	6, 000	646	6, 646	8, 000	1, 307	29, 301	38, 609	△7, 467	61, 760

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,322	2,322	14	60,590
会計方針の変更による累積的影響額				95
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,322	2,322	14	60,686
当期変動額				
圧縮積立金の取崩		-		-
剰余金の配当		-		△3,227
当期純利益		-		6,644
自己株式の取得		-		△6
自己株式の処分		-		0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	782	782	21	804
当期変動額合計	782	782	21	4,214
当期末残高	3,104	3,104	35	64,901

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					別途積立金	圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	23,972	6,000	646	6,646	8,000	1,307	29,301	38,609	△7,467	61,760
当期変動額										
圧縮積立金の取崩				-		△15	15	-		-
税率変更に伴う圧縮積立金の増加				-		68	△68	-		-
剰余金の配当				-			△4,460	△4,460		△4,460
当期純利益				-			7,038	7,038		7,038
自己株式の取得				-				-	△8	△8
自己株式の処分			0	0				-	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				-				-		-
当期変動額合計	-	-	0	0	-	52	2,525	2,578	△8	2,569
当期末残高	23,972	6,000	646	6,646	8,000	1,360	31,827	41,187	△7,476	64,330

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,104	3,104	35	64,901
当期変動額				
圧縮積立金の取崩		-		-
税率変更に伴う圧縮積立金の増加		-		-
剰余金の配当		-		△4,460
当期純利益		-		7,038
自己株式の取得		-		△8
自己株式の処分		-		0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,034	1,034	59	1,093
当期変動額合計	1,034	1,034	59	3,663
当期末残高	4,139	4,139	94	68,564

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ただし、債券につきましては、償却原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

(1) デリバティブ取引により生ずる正味の債権及び債務

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品、原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額につきましては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）につきましては、定額法

なお、主要な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 2年～14年

工具、器具及び備品 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

また、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

特例処理の要件を満たす金利スワップ取引につきましては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

① ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引）

② ヘッジ対象

金利スワップにつきましては、資金調達取引の金利変動リスクをヘッジ対象としております。

(3) ヘッジ方針

当社は、借入金および社債に係る金利の将来の変動に対する有効な管理手段として、金利スワップ取引を行うものとしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引におきましては、原則として、ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計額とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計額とを比較し、その比率を基礎に判断しておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合につきましては有効性の判定を省略しております。

7. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る会計基準変更時差異の未処理額、未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権および金銭債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
短期金銭債権	14,555百万円	13,345百万円
短期金銭債務	9,454百万円	10,522百万円

2 保証債務

次のとおり保証を行っております。

前事業年度 (平成26年12月31日)		当事業年度 (平成27年12月31日)	
(1) リース取引に対する債務保証		(1) リース取引に対する債務保証	
保証先	金額 (百万円)	保証先	金額 (百万円)
関係会社		関係会社	
アシックスアメリカコーポレーション	4,121	アシックスアメリカコーポレーション	7,782
アシックスオセアニアPTY. LTD.	370		
計	4,491	計	7,782

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
営業収益	18,975百万円	28,438百万円
その他の営業取引高	994百万円	1,894百万円
営業取引以外の取引高	3,279百万円	7,103百万円

※2 営業費用の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
従業員賃金給料	3,514百万円	4,679百万円
退職給付費用	425百万円	602百万円
支払手数料	2,761百万円	4,036百万円
減価償却費	621百万円	983百万円
貸倒引当金繰入額	△15百万円	9百万円
広告宣伝費	1,374百万円	3,028百万円
研究開発費	2,108百万円	3,174百万円

※3 事業構造改革費用

国内事業の構造改革の施策のひとつである特別転進支援プログラムに伴う退職特別加算金等であります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
子会社株式	40,148	39,783
関連会社株式	—	—

これらにつきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式評価損失	1,975百万円	1,787百万円
関係会社出資金評価損失	1,708	1,545
貸倒引当金	32	42
退職給付引当金	2,043	1,391
組織再編に伴う関係会社株式	7,004	6,335
その他	987	883
繰延税金資産小計	13,752	11,986
評価性引当額	△11,240	△10,164
繰延税金資産合計	2,512	1,822
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,004	1,371
固定資産圧縮積立金	722	646
その他	67	125
繰延税金負債合計	1,794	2,143
差引：繰延税金資産純額（△は負債）	717	△321
繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の科目に含まれております。		
流動資産－繰延税金資産	268	115
固定資産－繰延税金資産	449	—
固定負債－繰延税金負債	—	436

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
法定実効税率	35.6%	35.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	0.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.6	△3.9
海外子会社配当金益金不算入額	△4.9	△21.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	1.4
その他	△1.3	△1.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3	11.4

(表示方法の変更)

前事業年度において、独立掲記しておりました「評価性引当額の増減」は、継続して重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前事業年度において、「評価性引当額の増減」に表示しておりました0.0%は、「その他」として組替えております。

(重要な後発事象)

(株式取得による会社の買収)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」をご参照ください。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)
有形固定資産	建物	11,598	658	2,401	628	9,226	11,806
	構築物	492	89	87	49	445	486
	機械装置及び運搬具	108	36	0	41	103	1,006
	工具、器具及び備品	626	306	2	293	637	3,139
	土地	7,612	—	2,120	—	5,492	—
	リース資産	459	116	3	218	354	615
	建設仮勘定	18	461	412	—	67	—
	計	20,916	1,668	5,026	1,230	16,326	17,054
無形固定資産	借地権	48	—	—	—	48	—
	商標権	0	3	—	0	3	1
	ソフトウェア	1,437	1,044	22	561	1,897	3,922
	リース資産	48	50	—	24	73	78
	その他	902	1,917	288	—	2,531	1
	計	2,437	3,014	310	587	4,554	4,003

- (注) 1. 「当期増加額」の主なものは、本社社屋の改修工事等によるものであります。
2. 「当期減少額」の主なものは、つくば配送センターにかかる不動産信託受益権譲渡によるものであります。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	123	9	—	132

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項がないため記載しておりません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・売渡手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 (ホームページアドレス http://www.asics.co.jp/ir/)
株主に対する特典	決算期末日および第2四半期末日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり優待を実施 (1) 株主優待割引券 100株以上1,000株未満 当社製品15%割引券 5枚 1,000株以上保有期間3年未満 当社製品20%割引券 5枚 1,000株以上保有期間3年以上 当社製品20%割引券 10枚 利用可能な店舗 当社直営店舗および別に指定する店舗 (2) 通信販売サイトでの優待割引 100株以上 通信販売サイト「アシックスオンラインストア」掲載商品を20%割引

- (注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利ならびに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を行使することができません。
2. 平成27年11月15日付で株主様ご優待制度のうち、ご優待カタログの発送について終了いたしました。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第61期）（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）平成27年3月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成27年3月30日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第62期第1四半期）（自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日）平成27年5月13日関東財務局長に提出

（第62期第2四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月7日関東財務局長に提出

（第62期第3四半期）（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成27年11月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成27年3月31日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成28年2月12日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2（子会社取得の決定）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項がないため記載しておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年3月25日

株式会社アシックス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本 要	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	笹山 直孝	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	美和 一馬	印
--------------------	-------	-------	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アシックスの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アシックス及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アシックスの平成27年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社アシックスが平成27年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月25日

株式会社アシックス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本 要	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	笹山 直孝	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	美和 一馬	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アシックスの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アシックスの平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。